

平成28年勝浦町マラソン議会（ひな会議）会議録第1日目

1 招集年月日 平成28年3月8日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 3月8日 午前9時30分 議長 国清一治

散会 3月8日 午後3時31分 議長 国清一治

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籾公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

3番	美馬友子	10番	大西一司
----	------	-----	------

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	福田輝記
教育長	椎野和幸	参事兼 企画総務課長	伊丹眞悟
税務課長	松本重幸	福祉課長	大西博己
産業交流課長	野上武典	住民課長	笹山芳宏
建設課長	柳澤裕之	教育委員会事務局長	河野稔彦
勝浦病院 事務局長	山田徹	会計管理者 出納室長	岡本重男

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 久木喜仁

1 議事日程（第1号）

開議宣告

日程第1 諸般の報告

- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告
- 日程第4 議案第1号 平成27年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第5 議案第2号 平成27年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第3号 平成27年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第4号 平成27年度勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第5号 平成27年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第6号 平成27年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第7号 平成27年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第8号 平成27年度勝浦町物産販売特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第13号 勝浦町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第17 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

- 日程第18 議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第16号 勝浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第17号 勝浦町過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の策定について
- 日程第21 議案第18号 勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第19号 勝浦町住民福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第20号 勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第21号 勝浦町簡易水道管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第22号 勝浦町道路線の認定について
- 日程第26 議案第23号 平成28年度勝浦町一般会計予算について
- 日程第27 議案第24号 平成28年度勝浦町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第25号 平成28年度勝浦町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第26号 平成28年度勝浦町住宅新築資金等貸付特別会計予算について
- 日程第30 議案第27号 平成28年度勝浦町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第28号 平成28年度勝浦町介護保険特別会計予算について
- 日程第32 議案第29号 平成28年度勝浦町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第33 議案第30号 平成28年度勝浦町病院事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第31号 平成28年度勝浦町物産販売特別会計予算について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（国清一治君） おはようございます。ただいまから平成28年勝浦町マラソン議会ひな会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

行政視察報告書が広報委員会からお手元に配付のとおり提出されていますので、ご報告しておきます。

次に、監査委員から平成28年1月分の例月出納検査結果について報告書が、お手元へ配付のとおり提出されておりますので、報告します。

続いて会議等への出席状況を報告いたします。

2月17日、徳島県庁において知事に県道新浜勝浦線の整備についての要望に私が出席しました。

2月21日、勝浦町で開催された第28回ビッグひな祭りオープニングセレモニー及び第15回おひな様の奥座敷&第11回坂本おひな街道オープニングセレモニーに私が出席しました。

3月1日、徳島市で開催された勝名地区町村議会議長会定期総会に私が出席しました。

同日に開催された県町村議会議長会総会並びに平成27年度自治功労者・町村議会表彰式が行われ私が出席しました。その席上において、大西一司議員、井出美智子議員の両名が、自治功労者表彰を授賞されました。おめでとうございます。また、本町議会が全国町村議会議長会表彰並びに県町村議会議長会表彰を授賞しました。

3月3日、勝浦町で開催された平成27年度勝浦町地域ぐるみの学校支援協議会に美馬議員が出席しました。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは中田町長、福田副町長、椎野教育長、伊丹参事ほか関係各課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第2，会議録署名議員の指名を議題といたしま

す。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

平成28年勝浦町マラソン議会ひな会議における会議録署名議員は、3番美馬議員、10番大西議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第3、議会運営委員会所管事務調査報告を議題といたします。

議会運営委員会委員長に調査結果の報告を求めます。

美馬議会運営委員長。

○議会運営委員長（美馬友子君） おはようございます。

2月26日に議会運営委員会を開きましたので、協議結果を報告いたします。

会議日程ではありますが、本日から11日までを議案審議、22日から24日にかけて一般質問、25日に議案審議を予定といたします。なお、10日と11日は諸行事により、午後よりといたします。どうかご協力をお願いいたします。

なお、今3月議会における全ての第一読会において、会議規則第52条に当たる、「議長が議員として質疑を行うとき」は、会議規則第53条に当たる自由討議と同様に、議長席で行うことと決定いたしました。

また、2月4日に鹿児島県垂水市議会が視察に来庁され、議会運営についてともに研修をいたしました。

以上、報告といたします。

○議長（国清一治君） ただいまの議会運営委員会委員長の報告に、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 私からも、ちょっとつけ加えておきますが、今回議案が非常に多く、また日程も込んでおりますので、場合によっては時間延長、日程延長もあり得ることをお願いしておきたいと思います。

それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第4、議案第1号、平成27年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）についてから日程第11、議案第8号、平成27年度勝浦町物産販売特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から開会の挨拶並びに本件の趣旨説明をお願いいたします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 皆さんおはようございます。

平成28年勝浦町マラソン議会ひな会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私にわたり何かとご多用のところ、ご出席をいただきまして、深く感謝申し上げます。また、議員の皆様方には、日ごろから町政の発展にご尽力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、通年会期制や読会制の導入などにより、勝浦町議会が、「政策づくりと監視機能を十分発揮している議会」、「住民に開かれた議会」となっている実績が認められ、全国町村議会表彰及び徳島県町村議会表彰を受賞されました。町議会のこれまでの議会改革への取り組みが評価されてのはえある受賞であり、心からお祝いを申し上げます。

また、大西議員、井出議員が、永年にわたり地域の振興発展に貢献された功績が高く評価され、徳島県町村議会議長会から自治功労者表彰を受賞されました。町としまして、その功績に対し、深く敬意と感謝の意を表しますとともに、今回の受賞を心からお喜びを申し上げます。おめでとうございます。

さて、安倍内閣の最重要施策とされています地方創生につきましては、本町におきましても、平成26年度から情報収集などの取り組みを開始し、平成27年度におきまして、総合戦略会議の開催などにより、町民の皆様方を初め、産業界、行政機関、教育機関、金融機関など幅広く意見をお伺いをし、町政の最上位計画である勝浦町総合計画を踏まえながら、効果的、効率的な施策を盛り込んだ「かつうら創生総合戦略」を策定したところであります。

今議会には、この総合戦略において、取り組みを行うこととしております各事業を実施するための新年度の予算案を提出させていただいております。

平成27年に実施されました国勢調査の結果では、史上初めて、国全体の人口が前回調査に比較して減少する結果となりました。人口減少社会がいよいよ本格的に到来したわけですが、これに加え、今後、ますます進むと予想されています少子・高齢化の動きを考えますと、本町のような地方にとりましては、これからまちづくりをしていく状況は、ますます厳しくなっていくものと危機感を持っています。こうした厳しい状況の中ではありますが、本町のこれからのまちづくりにつきまして、私としましては、「みかんが香り笑顔あふれる元気なまちかつうら」の実現のため、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えています。

こうした決意のもとに、町政に取り組む私の所信を申し述べ、議員の皆様方を初め、町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

それでは、新年度の主な事業についてご説明を申し上げます。

1点目は、産業の振興についてであります。

農業の振興につきましては、勝浦みかんブランド化事業として、勝浦みかん生産販売促進協議会を中心に、統一段ボールや品質向上、物産展などのPR活動などブランド化への取り組みを強化するとともに、収穫時の労働力不足対策として町外からアルバイトを募集するみかん収穫お助け隊事業に取り組んでまいります。

本年、2月に実施した勝浦みかんのサンプル調査の結果、全てのみかんから高濃度のベータクリプトキサンチンが検出されており、ブランド化を進めるためにも、阿波勝浦みかんの地理的表示制度及び機能性表示制度について申請できないか検討を進めてまいります。

農業の継承、農地保全の対策として実施する町単独事業の新規就農者支援事業給付金につきましては、国の就農給付金制度の条件に該当しない就農者に対しまして、営農開始時の支援を行うものです。

また、鳥獣害防止対策では、猟友会と連携し、一斉捕獲の回数をふやし、有害鳥獣駆除報償費の予算を倍増させましたが、狩猟免許取得及び更新に要する経費の助成に加え、本年度も同額の予算を計上し、引き続き猟友会と連携を図りながら、有害鳥獣駆除に取り組んでまいります。

次に、林業振興につきましては、生産可能な森林資源を調査し、森林経営計画を策定するとともに、引き続き林業の基盤整備、間伐の推進などによる林業再生に、国や



県、森林組合、研究機関などと連携して取り組みます。

商工業の振興につきましては、6次産業化への取り組みとして商工会と町内の商店が取り組んでいます。みかんペーストを使ったお菓子づくりに企画補助金が活用できるよう商工会への補助金を増額し、地域経済の活性化を図るとともに、特産品のPR効果につなげてまいります。

観光交流事業では、現在、人形文化交流館で開催をされています「第28回元祖ビッグひな祭り」、坂本地区の奥座敷や町内各所のひな街道には、毎年、町内外から大勢のお客様が訪れ、大変なにぎわいを見せています。特に今年は、来る3月26日、27日に「全国ひな祭りサミット in 阿波勝浦」が開催されるほか、ブラジル、リオでのひな飾り展示も予定をされており、我が町勝浦町から日本の伝統文化を発信できる絶好の機会になるものと大いに期待をしています。

このほか、さくら祭り、武者人形まつり、ホテルまつり、かつうら元気市などさまざまなイベントが開催をされていますが、こうしたイベントが連携して、一層魅力あふれる地域づくりに取り組んでまいります。

2点目は、教育・文化についてであります。

学校支援地域本部事業では、地域ぐるみの学校支援協議会を設置し、現在94名の方が学校支援ボランティアに登録していただいております。そして、小学校登下校のときの見守りや、学校施設の庭木剪定、各体験学習の指導などさまざまな支援活動を行っております。今後もこうした、地域の皆様方のご協力をいただきながら、学校、家庭、地域と連携、協力のもと、地域に根差した学校づくりを推進してまいります。

文化芸術の振興を図る取り組みとして、文化協会や阿波人形浄瑠璃勝浦座との連携、協力により、引き続き本町の文化芸術の振興を目指していきます。

スポーツ振興としては、昨年9年ぶりに開催しました町民体育大会を引き続き開催し、町民の体力向上、健康増進を目指すとともに、世代間の交流が深まり、地域の結束、活性化につながる契機にしたいと考えています。また、総合型スポーツクラブのK-F r i e n d s につきましては、従来からスポーツ及び文化面での取り組みから、健康で活力あるまちづくりに大きな貢献をいただいております。今後につきましても引き続き支援をしてまいります。

3点目は、健康・福祉・子育てについてであります。

健康関係の取り組みにつきましては、従来1,000円の自己負担をお願いをしていた特定健診の受診料を無料化し、受診率の向上により、疾病の重篤化を防ぐなど、町民の保健予防に努めてまいります。

福祉関係の取り組みにつきましては、ひとり暮らし、高齢者世帯の抱える日常生活の不便を解消するため、地域安心サポート事業やタクシー券助成、お買い物バスの運行を開始するなど、在宅支援の強化を図ってまいりましたが、これらの取り組みに加えて、新年度から在宅生活継続支援事業を開始します。この事業は、現在実施をしていますお泊まりデイサービスへの支援を行うものであり、老人保健施設等、入居可能な施設への、高齢者の方の入居待機の解消につながることを目的として、事業費の一部を町が負担するものであります。そのほか、障害者の皆様が施設を利用する費用に対しての給付金であります障害者自立支援給付金、65歳以上の独居老人のうち、希望される方にお弁当を配達させていただく食の自立支援事業の予算を増額し、引き続き福祉の充実に努めてまいります。

子育てへの取り組みにつきましては、就学前の5歳児及び第3子以降の保育料の無料化、高校卒業までの医療費の助成、出産祝い金の交付など、子育て世代に対する経済的な支援を継続するとともに、若者の賃貸住宅への入居に対する家賃助成制度についても引き続き実施するなど、子育て世代を中心とした若者が安定的に定住できる住環境の整備を進めていきます。なお、新年度には、施設が老朽化した子育て交流支援センターの改築事業を行います。このセンターにつきましては、陽の光と自然の風を取り込み、木の香りのする木造建築とし、子供の安全を第一に考え、子供もが生まれて初めて経験する社会活動を母親が見守る中で過ごせるように、自分の家の中にあるようなデザインとします。勝浦町の未来をつくるのは子供たちであり、出産から子育てまで切れ目のない施策を継続して、「子育てするなら勝浦町」と言われるような町になるよう、今後とも取り組みを進めてまいりたいと考えています。

人口減少社会の中において、婚活事業は必要な取り組みであると考えています。この取り組みにつきましては、現在K-F r i e n d s にさまざまな工夫を凝らしながら実施をしていただいておりますが、町としまして今後とも積極的に取り組んでまいります。

勝浦病院については、施設の老朽化が著しいことから、改築することとし、勝浦病

院改築基本構想を策定してまいります。勝浦病院は、勝浦郡内唯一の有床病院であり、町民の健康、安心を守るための多くの町民の皆様方にご利用いただけるような、魅力ある病院となるため、町民の皆様の声を聞きながら基本構想を策定してまいります。

4点目は、社会基盤・環境保全・地域安全についてであります。

まず、道路整備についてであります。県道阿南勝浦線の沼江バイパス3期工事は、現在詳細設計を作成中であり、早期完成に向けまして、県など関係機関に引き続き要望してまいります。次に、徳島上那賀線においては、現在計画を進めております生比奈小学校から東の歩道整備につきまして、詳細設計に着手しているところであり、引き続き早期完成に向けて県に強く要望してまいります。新浜勝浦線は、平成27年度予算におきまして中山工区が完成する見込みで、平成28年度は星谷工区に着手してまいります。

町道の整備につきましては、住民の生活に密着した重要な道路と認識しており、住民の多様な要望を精査しながら引き続き、改良、維持補修を実施して、安全・安心の確保に努めてまいります。

簡易水道事業は、インフラの整備の中で重要な位置づけにあると考えており、新年度は4つの事業を実施してまいります。川北簡易水道事業については、並松簡易水道部分の工事を実施をして事業を完成することとしています。このほか、与川内簡易水道のろ過池施設の改良、棚野久国簡易水道の久国地区の水道管の改良と各配水池の状態を把握して異常時における速やかな対応ができるための、遠隔監視システムの整備を行っています。これらの事業を実施し、今後も安全で安心な飲料水の安定供給に努めてまいります。

また、住宅、住環境の向上及び定住促進を目指して、平成25年度から定住促進住民間賃貸住宅の建設費及び家賃助成事業を実施し、その結果、沼江地区におきましては、17戸の賃貸住宅が建築されており、本年3月末までにさらに3戸建築されます。新年度では新たに、町民の定住を目的とした、町民が住宅の新築等を行う場合に費用の助成を行う住まい応援事業を実施します。町外から移住を目的とする事業としまして移住支援空き家改修補助金、移住支援住宅新築補助金制度を設け、町外からの移住者を対象に、横瀬地区において、宅地の造成、分譲を行います。

さらに、定住者を対象として、奨学金返済額の一部を助成する制度を設け、移住、定住の推進を図ってまいります。

環境保全の推進につきましては、引き続き、環境に優しいまちづくりに向け、ごみの減量化と資源リサイクルの推進について積極的に取り組んでまいります。

地域の安全につきましては、平成29年度から救急車に救急救命士が同乗しての救急救命業務が開始できますよう準備を進めてまいります。町としましては、引き続き消防の常備化に向けて、鋭意取り組んでまいります。

また、消防団の装備充実を図るため、小型ポンプ車を購入し、第7分団に配備するほか第6分団消防詰所の改築や消火栓設置工事等整備に取り組んでまいります。

平成27年度から、防災士の養成を始め、現在15名の方が登録されており、引き続き資格取得を支援するとともに、自主防災組織の活動を支援し、地域の防災、減災に努めてまいります。

5点目は、地域活動・行財政改革についてであります。

本町では、ビッグひな祭りや武者人形まつり、さくら祭り、与川内ホテルまつりなどに見られるように、地域住民がそれぞれの地域資源を活用し、町民主体の地域活動が活発に展開され、イベントそのものが本町の観光交流の資源として大きく成長するに至っています。新年度では、まちづくりに向けまして、町民からの提案をいただき、その取り組みに必要な費用に対して助成を行うかつうらみらい創生助成事業補助金を創設し、より多くの町民の皆様の参加のもと、町民主体の地域活動、交流活動の活発化により、元気な地域づくりを目指したいと考えています。

また、現在の観光協会の機能、役割の充実を目指した地域活性化協会の早期設立に向けて取り組んでまいります。

昨年からの移住交流支援事業として取り組んでいる田舎暮らしお試し体験施設田舎トリアルハウス坂本家に、東京から移住するご夫妻が本格的に生活することとなり、当施設を利用した移住者第1号となる見込みとなっています。今後とも、移住者のニーズを丁寧にお聞きしながら、移住、定住に結びつく、きめ細かな取り組みを進めてまいります。

我が国は、人口急減、超高齢化という課題に直面しており、国は地方創生の旗を掲げ、国を挙げて取り組みを進めています。地方創生に向けては、地方がみずから考

え、そして責任を持って実行していくことが求められております。

本町においても、しっかりと将来を見据え、勝浦町総合計画とともに昨年策定した「かつうら創生総合戦略」の多くの課題に迅速かつ的確に取り組んでいかなければなりません。

そこで、総合戦略を着実に推進するために、行財政改革の一つである組織、執行体制の見直しについて、新年度から企画総務課内にかつうら創生総合戦略の推進や勝浦病院の基本構想及び医師確保対策に関する推進室を設けるとともに、あわせて建設課内に将来的に避けられない簡易水道の老朽化に備えた施設整備計画や水道料金の適正化を所管する対策室を設置して、これらの重要課題の解決に向けた推進体制を強化してまいります。

以上、町政に対する所信の一端を申し上げます。

本年は、いよいよ地方創生への取り組みが本格化していきます。町制施行60年の歴史を持つ本町が、これからの人口減少社会を生き残るためには、この地方創生への取り組みを絶対に成功させなければなりません。本町が、今後とも持続可能な町であり続けるために、地方創生への情熱を持って、ふるさと勝浦の創生を目指し、町民の皆様方と協働してよりよいまちづくりに遇進してまいります。議員の皆様方並びに町民の皆様方のご理解、ご協力を心からお願いを申し上げます。

それでは続きまして、議案第1号から議案第8号までの提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議案第1号は、平成27年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,063万4,000円を追加し、39億3,591万9,000円とするものであります。

議案第2号は、平成27年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,234万1,000円を追加し、9億6,688万8,000円とするものであります。

議案第3号は、平成27年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,914万5,000円を減額し、1億4,900万8,000円とするものであります。

議案第4号は、平成27年度勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ680万円を減額し、5395万2,000円とするものであります。

議案第5号は、平成27年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,153万4,000円を追加し、9億1,392万4,000円とするものであります。

議案第6号は、平成27年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ42万9,000円を減額し、8,012万9,000円とするものであります。

議案第7号は、平成27年度勝浦病院事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的収入及び支出の補正額につきましては、病院事業収益の総額から218万5,000円を減額し、6億6,120万3,000円、病院事業費用の総額から218万5,000円を減額し、6億6,120万3,000円とするものでございます。

議案第8号は、平成27年度勝浦町物産販売特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

平成28年度、29年度の2カ年の限度額を196万円として道の駅ひなの里かつうら指定管理業務委託費の債務負担行為を設定するものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明をいたさせますので、ご審議をいただきます。ご決議賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（国清一治君） 町長の説明は終了しました。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めます。

まず、議案第1号について、伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 平成28年勝浦町マラソン議会ひな会議に提出いたしました議案第1号，平成27年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）の企画総務課関係についてのご説明をいたします。

初めに，補正予算額につきましては，第1表をごらんください。

補正額，2,063万4,000円を追加いたします。総額を39億3,591万9,000円とするものでございます。

続きまして，7ページをごらんください。

第2表の繰越明許費でございます。

繰越事業ですが，2款総務費，1項総務管理費の電算システム更新事業475万2,000円でございます。

それから，その下，同じくですけども，情報セキュリティ強化対策業務1,252万1,000円でございます。この事業につきましては，国の補正予算によりこの3月議会，この後でご決議をいただきまして繰り越す予定といたしております。内容につきましては，歳出予算のところでご説明をしたいと思います。しております。

それから，8款の消防費でございますが，これは2月の会議で補正いたしました棚野地区の防災備蓄倉庫の設置事業200万円でございます。

続きまして，8ページをごらんください。

第4表の地方債の補正でございます。

追加で補正予算債540万円でございます。

続いて，9ページでございますが，変更分で過疎債，ハード事業が890万円の増額でございます。その下，ソフト事業が2,700万円の減額となっております。

また，緊急防災減災事業債が1,460万円の減額となっております。

それでは，歳入についてご説明をいたします。

13ページをごらんください。

交付金等につきまして金額が確定しておりますのでご説明をいたします。

まず，3款でございますが，利子割交付金の補正額が24万7,000円の増額となっております。

それから，その下の4款の配当割交付金の補正額が99万6,000円の増額です。

5款の株式等譲渡所得割交付金，この補正額が57万6,000円の増額です。

6 款の地方消費税交付金の補正額が1,717万1,000円の増額となっております。

続きまして、14ページ、ごらんください。

7 款の自動車取得税交付金の補正額が228万8,000円の増額です。

8 款の地方特例交付金の補正額が48万2,000円の増額です。

9 款の地方交付税でございますけれども、そのうちの普通交付税の補正額が2億8,508万円の増額でございます。特別交付税につきましては、年度末まで確定はいたしませんけれども、今の段階で2,546万8,000円の増額となっております。

続きまして、15ページをごらんください。

11款の分担金及び負担金の補正額です。

ここで一番上のほうですが、情報通信負担金が2,546万3,000円の減額となっております。

それから、17ページをごらんください。

13款の国庫支出金の8目総務費の国庫補助金の補正額でございますが、2,119万2,000円の減額となっております。これ内訳でございますけれども、番号制度の中間サーバープラットフォームの整備費の補助金が64万2,000円、それから役場の耐震補強工事の防災・安全交付金が2,600万円の減額となっております。一方、地方公共団体の情報セキュリティ強化対策事業、これが545万円の増額となっております。

続きまして、20ページをごらんください。

15款の財産収入の2項財産売払収入、1目の不動産売払収入で397万円の減額となっております。これは、いつもの町有地の定住住宅中山分譲地が処分できなかった、売却できなかったための減でございます。

それから、16款の寄附金の補正が53万7,000円の増額です。

17款ですが、繰入金の補正額が4億8,232万2,000円の増額です。内訳につきましては、財政調整基金の繰り入れが4億3,232万2,000円、それと減債基金の5,000万円の減額でございます。

続きまして、21ページの18款の繰越金でございますが、補正額が2億4,074万7,000円の増額となっております。

それから、19款の諸収入、雑入のところコミュニティの助成事業ですが390万円が減額となっております。不採択となったための減額です。



それから、22ページでございますが、20款の町債です。

全体の補正額が2,820万円の減額となっております。内訳につきましては、過疎債のハード事業が890万円の増額となりました。それから、ソフト事業で若者定住住宅の建設助成費が、ことしは3戸ということで9戸分ができませんでしたので2,700万円の減額となっております。それから、補正予算債で地方公共団体の情報セキュリティ強化対策業務に540万円の増額と、それと住民福祉センターの耐震工事の関係で借りかえのために緊急防災・減災事業債で1,460万円の減額となっております。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出のご説明をいたしたいと思っております。

23ページです。

まず、総務課の前に議会の関係がございますので、1款の議会費でございますが、これ補正につきましては111万9,000円の減額となっております。

それから、2款の総務費の補正額が262万円の減額となります。主な内容でございますが、減額となりますのが、特別職の給料が123万1,000円、それから共済組合の負担金が500万円、それから番号制度のシステム対応委託料が539万円、地方バス路線の運行維持対策負担金が222万3,000円、こういうものが減額となっております。一方、増額となりますのが、再々出てきます地方公共団体の情報セキュリティ強化対策事業の1,252万1,000円でございます。この事業は、国が行います追加公共事業の地方の負担額に充てるための補正予算債を活用いたしまして、役場の公共ネットワーク業務とインターネット回線のセキュリティーの対策を強化するものでございます。指の静脈によります生体認証システムを採用し、コンピューターの不正使用、それから個人情報とかデータの保護を守ることを目的といたしております。財源は、国庫補助金が545万円、補正予算債が540万円、残りが一般財源となっております。

それから、24ページでございますが、6目財政調整基金の積立金、ことしは2,000万円を増額いたします。

それから、7目の情報通信運搬設備管理費4,797万3,000円の減額でございます。内訳は、F T T H機器更新事業で13節の設計委託料、これが2,559万円と、それと15節の工事請負費2,187万7,000円が減額となっております。

それから、2項の企画費ですが、19節の負担金補助及び交付金で3,263万1,000円の

減額です。内訳につきましては、定住促進賃貸住宅家賃補助の助成金171万円、それからコミュニティー助成の補助金が390万円、それから定住促進賃貸住宅の家賃建設費の助成金、これが2,700万円などとなっております。

最後に、37ページまで飛んでいただいて、11款の公債費でございます。これは、財源振り替えとなっております。当初、償還に減債基金5,000万円を充てておりましたけれども、一般財源で対応するために財源振り替えとなっております。

以上で議案第1号の説明といたします。

○議長（国清一治君） 次に、議案第1号、議案第2号及び議案第6号について松本税務課長。

○税務課長（松本重幸君） まず、議案第1号、一般会計補正予算（第7号）の国保、後期高齢者医療分についてご説明をいたします。

補正予算書の27ページ、歳出でございますが、27ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉費、28節の国民健康保険特別会計繰出金742万3,000円でございます。法定繰出金の要素であります国保基盤安定負担金の確定通知によりまして増額補正するものでございます。充当もと財源といたしまして、保険者支援金の増額657万2,000円の2分の1の328万6,000円を国庫負担金といたしまして、歳入の15ページになります、15ページの、13、1、1、1、1の国庫支出金、国庫負担金、民生費、国庫負担金、国民健康保険基盤安定費負担金に計上してございます。

それと、17ページのなりますが、県負担金といたしまして、保険者支援金の4分の1と保険税、軽減分の4分の3で250万7,000円を14、1、1、1の2、県支出金、県負担金、民生費、県負担金、国民健康保険基盤安定費負担金に計上してございます。それと、町の負担の保険者支援分の4分の1と保険税軽減分4分の1と合わせまして742万3,000円を繰り出していただきます。

続きまして、後期高齢者医療分でございます。

歳出、28ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、5目後期高齢者医療費、19節の136番でございますが療養給付費負担金過年度分105万2,000円でございます。平成26年度分の療養給付費負担金の確定による精算額でございます。その下になります、28節繰出金183万

7,000円の減額でございます。後期高齢者医療保険基盤安定繰出金の確定通知額との差額183万7,000円を減額いたします。充当もと財源といたしましては、18ページにございます、14, 1, 1, 3, 1の後期高齢者医療保険基盤安定負担金で、県の負担が4分の3でございますして137万8,000円の減額でございます。残り4分の1が町負担でございますして、合わせまして繰出金183万7,000円を減額補正させていただくものでございます。

以上が一般会計での国保、後期高齢者分の医療分のご説明でございます。

続きまして、議案第2号のご説明のほうに移らせていただきます。

議案第2号の議案書、補正予算書をご準備お願いいたします。

平成27年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳出のほうからのご説明をさせていただきます。

最後のページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

2款1項1目19節一般被保険者療養給付費でございます。補正第1号において補正させていただいた時点での予想をはるかに上回る給付費支出が続いており、直近3カ月の平均給付費が3,378万4,000円という高額で、さらに12月診療分では3,429万887円でありました。あと1月診療、2月診療分の給付費の支払いがあるわけでございますが、冬場の寒い時期ということも勘案いたしまして1カ月3,500万円の給付費と見込みまして2カ月分で7,000万円、予算残額と差し引きし、不足額の1,100万円を増額補正させていただきました。

充当する特定財源といたしましては、6ページをごらんください。

6ページの3款1項1目1節国庫支出金、国庫負担金、療養給付費負担金で療養給付費1,100万円の32%の352万円と3款2項1目1節の国庫補助金、財政調整交付金、普通調整交付金で先ほどの1,100万円の9%に当たります99万円と、さらに4款2項1目1節の県支出金、県補助金、県財政調整交付金の県負担分のやはり9%で99万円を計上しております。それと、国保の一般財源分550万円を合わせてございます。

8ページのほうに戻っていただいて、次が2目19節の退職被保険者療養給付費460万円でございますが、6ページの歳入のほうをごらんいただきたいと思います。

5款1項1目療養給付費交付金の確定額が支払基金からの通知で460万円の増額となりました。充当先の退職被保険者療養給付費に充当いたすものでございます。

次に、8ページのほうの8款になります。

8款2項1目28節直営診療施設勘定繰出金481万8,000円でございますが、勝浦病院で画像読影環境の改善ということで補助金が認定されたことに伴い繰り出すものでございます。財源といたしましては、6ページの3款2項1目2節、特別調整交付金481万8,000円でございます。

次に、7ページのほうをごらんいただいて、7款1項1目2節一般会計繰入金でございますが、これにつきましては、先ほど議案第1号でご説明させていただいた額742万3,000円を計上させていただいております。

最後になりますが、8ページの9款1項1目予備費192万3,000円を増額補正させていただきます。

以上が第2号議案の詳細説明でございます。

続きまして、議案第6号のほうをご準備願いたいと思います。

議案第6号、平成27年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

予算書の6ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入ですが、広域連合から調定通知によりまして保険料の特別徴収分を446万円増額いたしまして、普通徴収分を359万2,000円減額いたします。

7ページに移っていただいて、一般会計補正予算でご説明いたしましたとおり、3, 1, 2, 1の一般会計からの保険基盤安定繰入金を183万7,000円減額いたします。

8ページをお開きください。

4, 1, 1の前年度繰越金を決算によりまして54万円増額となりました。

歳出につきましては、9ページに移っていただきたいと思います。

2, 1, 1, 19の後期高齢者医療広域連合会納付金を歳入補正額である42万9,000円を減額いたします。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 続いて、議案第1号及び議案第3号について、柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） それでは、議案第1号、平成27年度勝浦町一般会計補正

予算（第7号）、建設課分の説明をいたします。

まず、7ページをお開きください。議案第1号の7ページです。

第2表の繰越明許費の中で、7土木費、2道路橋梁費ということで、県単道路改良事業で800万円ということでございます。内容につきましては、県道新浜勝浦線の中山工区の町道タッチであります中山梶谷線の改良も含めまして工事費を担保しております。また、沼江バイパスの関連の残土処理場の測量試験費も繰り越しをさせていただきたいと思っております。

また、その下の表の道路改良事業ということで500万円を繰り越しをお願いしたいと考えております。これは、社会資本事業で、橋梁の長寿命化の事業でございます。物件は横瀬地区のせせらぎ橋の工事でございます。

続きまして、29ページをお開きください。

説明の仕方といたしましては、予算書の歳出の表で財源も説明をしたいと考えております。

では、29ページの4、1、4の28簡易水道事業の特別会計の繰出金でございます。559万3,000円の減額補正をするものです。これは、川北簡易水道で平成27年度に実施をする予定でありました並松地区の事業が次年度送りとなったために繰出金の減額補正となったものでございます。財源につきましては、地方債が430万円、一般財源が129万3,000円でございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

31ページの上の表の下から3つ目の11の広域農道整備事業でございます。それで、50万円の減額補正を行うものであります。これは、27年度の当初事業費ベースで4,500万円を要望しておりましたが、最終の事業費が4,000万円となりました。それに伴い、負担金である、1割負担金でございますので、負担金が450万円から400万円となりました。そして、差し引き50万円の減額補正となります。財源については、地方債でございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

○議長（国清一治君） これ、地方債ちゃうん。

○建設課長（柳澤裕之君） えっ。

○議長（国清一治君） 地方債。

○建設課長（柳澤裕之君） 地方債，ああ，そう，地方債。濟いません。

32ページをお願いいたします。

32ページの上の表で，5，2，5の13と15がございます。県単林道事業で，総額261万3,000円の減額補正を行うものであります。当初事業費ベースといたしましては，400万円の予算要望をしておりましたが，150万円の配当になったので減額補正になりました。その他は単独費の精査により減額となりました。財源については，県支出金が112万円と一般財源が149万3,000円となります。

続きまして，ページまたがりですが，32ページから33ページの7，1，1の12と13でございます。土木総務費で総額200万円の減額補正を行うものです。年度内の精査により不要となったものです。財源については，一般財源でございます。

続きまして，33ページをお開きください。

33ページの上から2つ目の表でございます。

7，2，4の13と15がございます。道路改良費の工事請負費で2,000万円の減額補正をするものであります。内容は，社会資本整備交付金事業で補助対象の配当がなかった予算を減額補正するものであります。財源は，国庫支出金が1,300万円，一般財源が700万円となります。

同ページのその下の表，上から3つ目の表です。

7，3，2の13と15，県単急傾斜地崩壊対策事業費でございます。総額1,045万円の減額補正をするものであります。事業要望の問い合わせはありましたが，最終的に希望がなかったことから減額といたしました。財源は，県支出金が500万円，その他，いわゆる地元負担金が450万円，一般財源が95万円でございます。

続きまして，ほの同表の下の7，3，3，19です。急傾斜地崩壊対策事業費でございます。総額110万円の減額補正をするものであります。平成27年度の事業費ベースで5,000万円の要望をしておりましたが，最終の事業費が3,900万円となりました。それに伴い，町の負担金が500万円から390万円となりましたので，差し引き110万円の減額補正となります。財源については，一般財源でございます。

続きまして，表をまたがりですが，33から34ページ。主に34ページにあります。

7，4，2，19でございます。木造住宅の耐震事業でございます。総額1,640万円の減額補正をするものであります。日ごろから耐震事業をアピールしてまいりました

が、不用額が発生してしまいました。それと、老朽住宅、空き家の除去支援事業で希望は何件かありましたが、採択基準に達しないことから事業実施箇所はありませんでした。財源については、国庫支出金が925万円、一般財源が715万円の減額となります。

最後に、37ページの上の表でございます。

12、1の13と15でございます。これは、農林水産施設災害復旧費で総額の160万円の減額補正するものであります。今年度は2カ所の農業施設災害復旧を実施いたしました。減額内容につきましては、委託料の測量委託費が70万円、それと工事費が90万円でございます。財源については、一般財源でございます。

以上が議案第1号の説明といたします。

続きまして、議案第3号を説明いたします。

ご用意をお願いいたします。

では、議案第3号の9ページ。

先ほどの第1号議案と同じく、説明の仕方については予算書の歳出で財源も説明をしたいと思っております。

では、1、2、1の13と15でございます。簡易水道建設費の、川北簡易水道費で総額1,914万5,000円の減額補正をするものです。減額の要因は、平成27年度に川北簡易水道事業の黒岩地区及び並松地区の事業をする予定でありました。しかし、予算割り当てが少なく黒岩地区は工事はできましたが、並松地区は次年度送りとなりました。そのため減額補正でございます。内訳については、委託料が165万3,000円、工事費が1,749万2,000円でございます。財源につきましては、国庫補助金が925万2,000円、地方債が430万円、その他が559万3,000円で、合計が1,914万5,000円でございます。

それと、それに伴いまして予算書の4ページ表の上で、第2表の継続費の補正ということで平成28年度に継続するというふうな補正を行っております。

それに伴いまして、予算書の一番最後の10ページで、この表で、継続費についての支出予定並びに事業の進捗、進行状況に関する調書ということで、それを変更させていただいております。やはり、これは先ほどの並松地区を次年度に送ったということで、作成した調書でございます。

以上で建設課の説明を終わります。

○議長（国清一治君） 続いて、議案第1号及び議案第4号について、笹山住民課長。

○住民課長（笹山芳宏君） 平成27年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）、住民課分についてご説明を申し上げます。

まず、収入からです。

16ページをお開きいただきまして、13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金の保健衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金が55万5,000円マイナスとなります。

次に、17ページでございます。

13款国庫支出金、3項委託金、2目民生費国庫委託金、国民年金事務国庫委託金で5万円の減額になっております。

次、18ページ。

14款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、3の浄化槽推進事業費補助金で64万5,000円の減額でございます。

19ページ。

14款県支出金、3項県委託金、1目総務費県委託金の8国勢調査委託金で20万1,000円の減額。それから、3の県知事、議会議員選挙費委託金で82万円の減額でございます。

次に、25ページ、支出の説明を申し上げます。

2款総務費、5項選挙費、8目勝浦町議会議員選挙費41万6,000円の減額でございます。

12目、徳島県知事、県議会議員選挙費で122万3,000円の減額。

次、26ページでございます。

2款総務費、6項統計調査費、1目統計調査費で20万1,000円の減額でございます。

28ページ。

3款民生費、1項社会福祉費、4項国民年金費の23償還金利子及び割引料で返還金として5万円の減額でございます。

次に、29ページ。



4 款衛生費， 1 項保健衛生費， 4 目環境総務費の13委託料で120万円の減額でございます。これは， 汚水処理計画の策定の実績に伴う減額でございます。

次， 30ページ。

4 款衛生費， 2 項清掃費， 2 目し尿処理費で5万円の減額。

それから， 同じく5目で合併浄化槽推進費で259万9,000円の減額でございます。これは， 負担金補助及び交付金で合併浄化槽設置整備事業補助金237万9,000円の減額と， その下の23償還金， 利子及び割引料のところで22万円， これが22年度から26年度までの合併浄化槽国庫補助金の実績に伴う返還金の減額でございます。

31ページ。

5 款農林水産業費， 1 項農業費， 14目農業集落排水事業費で380万円の減額でございます。これは， 28節の繰出金， 農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額をお願いするものでございます。

次に， 33ページ。

7 款土木費， 4 項住宅費， 1 目公営住宅費で30万円の減額でございます。これは， 手数料を減額するものでございます。内容は， 町営住宅の排水の詰まり除去の作業代等を計上しておりましたが， 余り詰まった作業をするのが少なかったということでございます。

一般会計補正予算は以上でございます。

次に， 議案第4号の平成27年度勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の資料をごらんいただきたいと思えます。

5 ページをお開きいただきまして， 歳出ですが， 1 款農業集落排水事業， 1 項農業集落排水事業費の1目農業集落排水事業施設管理費， 11の需用費で70万円， 修繕費の減額でございます。12役務費130万円， これは1の通信運搬費， 4の手数料の減額でございます。15の工事請負費480万円， これは工事の請負の実績による減額でございます。

以上， 詳細説明とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 次， 議案第1号及び議案第5号について， 大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） 一般会計の補正予算の議案書をまずご準備いただいて， 7ページをごらんください。

第2表、繰越明許費のところでございますが、第3款民生費のうち、第1項社会福祉費の年金生活者等支援臨時福祉給付金、これを4,234万円、28年度に繰り越します。

その下、第2項児童福祉費、子供のための教育・保育事業補助金。国の制度改正に伴うものですが、システム改修費用64万8,000円、28年度に繰り越す予定でございます。

それでは、一般会計補正予算の福祉関連は、予算書の事項別明細書の歳出から基本的に説明させていただきます。

予算書26ページをお開きください。

26ページの3, 1, 1 社会福祉費の中で同目内に27年度で執行する事業と、28年度に繰り越して執行する事業がございますので。わかりやすく説明するために、けさ机の上にお配りしました詳細説明参考資料福祉課の第1ページをご用意ください。

ございますか。

この表の今回補正額というのが、予算書の補正額でございます。

そして、1つは臨時福祉給付金、これは執行精算に伴います減額補正ばかりでございます。それと、年金生活者等支援臨時福祉給付金、これは28年度の6月から支給を開始しますが、公的年金の受給者のうち、住民税非課税世帯でかつ課税されている人の扶養になってない者の人に、1人3万円の支給を開始するものでございます。

それでは、予算書のほうから逐次説明させていただきます。

26ページの歳出予算、3, 1, 1 では、年金生活者等支援臨時福祉給付金の実施のため3の1 時間外勤務手当を20万円追加補正。

4の3, 臨時職員社会保険料等で12万円の追加補正。

7の1, 臨時職員賃金では、臨時給付金事業費の執行に伴い、臨時職員を27年度は半分計上していたところ約3カ月でおおむね完了したため39万6,000円の減額補正と、年金福祉給付金のほうが76万9,000円の追加補正がございまして、両方合算して37万3,000円の補正額となります。11節の需用費は年金者給付分が31万3,000円追加補正。同様に12節役務費は71万4,000円の追加補正となります。

27ページに移ります。

同社会福祉費でございますが、13節委託料は臨時福祉給付金の精査による減額補正

分が34万3,000円と、年金者分は113万4,000円の追加補正で、合算して予算書のとおり79万1,000円の補正額となります。19節交付金は、臨時福祉金のほうは、支給対象者を、さらに前年度データによりまして多少多目に計上しておりましたので実績によりまして250万円の減額補正、年金福祉給付金のほうは、28年度のデータ見込みによりまして3,900万円を追加補正するため合算して3,650万円の補正額となります。

年金生活者等支援臨時福祉給付金制度は国の補正予算より実施されます。これは、年金受給者のうち、住民非課税世帯の低所得者で、かつ住民税課税対象者の税法上の扶養親族になってない者、過去の臨時福祉給付金とほぼ同様の要件でございます。

1人当たりに対して3万円支給するもので、給付金とシステム改修費ほか事務経費を3月に補正して28年度に繰り越して実施しますが、特定財源は予算書16ページにありますとおり国費により10割補填されます。

その次、3, 1, 2の障害福祉費でございますが、実績見込みにより20節扶助費を510万円減額補正します。内訳は、地域生活支援事業費で50万円、障害者総合支援法給付事業で110万円、障害者医療費で310万円です。特定財源である国、県の負担金も予算書15, 17ページのとおり減額します。26年度の実績精算による国庫負担金を返還するため、23節に償還金が223万9,000円を追加補正いたします。内訳は、障害者総合支援法給付費が182万2,000円、通所支援事業費が41万7,000円でございます。

次の科目、3, 1, 3の老人福祉費では、13節の委託料、食の自立支援事業で配食サービス利用者増に伴い歳出の執行に困難が予想されますので20万6,000円を追加補正します。特定財源は予算書15ページの使用料も追加補正されます。20節の扶助費では、高齢者移動支援事業のタクシー券の助成事業、利用者の増によりまして執行不足が生じる見込みがありますので11万8,000円の追加補正をお願いできればと考えております。同じページ、23節は、地域相談体制強化事業で23年度の総務省会計検査により徳島県全県で指摘を受けたことに対して、本町でも平成21年度から23年度の3カ年で類似の事案がございました。今年度に返還の手続にかかる県の通知がございまして、21年度が3万7,986円、22年度が10万6,536円、23年度が7万8,088円、合計22万2,610円で、返還がございまして歳出予算22万3,000円を追加補正するに至りました。

○議長（国清一治君） 課長、余り詳細に説明ええけん。要点だけで。

○福祉課長（大西博己君） わかりました。

○議長（国清一治君） 手短に。

○福祉課長（大西博己君） はいはいはい。

○議長（国清一治君） 時間がかかりすぎるので。

○福祉課長（大西博己君） 特定財源としましては、予算書21ページに委託事業所からの返納金が充当されます。同じページ、28節は介護保険会計の繰出金が保険給付の増に伴い544万5,000円の追加補正、内訳は介護保険会計繰出金が541万5,000円、介護保険基盤安定繰出金が3万1,000円でございます。

28ページに移ります。

3, 2, 1の児童福祉総務費では、子育て世帯特例給付事業の精査によりまして3の1が6万6,000円の減、11節需用費が8万円の減額、12節役務費が6万3,000円の減額補正、13節の委託料では同様に1万3,000円の減額ですが、ほかに国の制度改正に伴うシステム改修費で64万8,000円必要となりますので、合算して63万5,000円を追加補正いたします。これは、国の制度改正に伴うものですから、16ページで国費で半分補填をされます。

子育て世帯給付金は15万円の減額補正となりますが、保育所運営費は制度改正による公定価格の確定により歳出で480万4,000円の追加補正、特定財源である国、県の負担金も予算書15ページの国費1,118万3,000円と同18ページの県費559万1,000円の歳入増となりますので、町の一般財源は1,197万円の負担減となります。

29ページに移ります。

こすもす保育所で1名産休に入り代替職員確保の経費が国費の対象になりまして、歳出19節で41万9,000円の追加補正、特定財源は国費で10割補填されます。

同項、児童扶養手当は実績見込みにより20節の扶助費で160万円の減額補正、3, 2, 2の子育て支援事業は学童保育ですが、利用人数ランクによる委託料の国基準が一定数を維持できたことに伴いまして、当初予算算定額を上回ったことによる13節で200万3,000円の追加補正、特定財源も予算書16, 18のとおり、3分の2国、県が歳入増として補助もされます。

3, 2, 2, 子供の医療費は20節の扶助費で100万円の減額補正。

4, 1, 1 保健衛生費は実績見込みにより364万9,000円の減額補正。

4, 1, 2 健康増進事業費では実績見込みにより100万円の減額で、特定財源は予算書16ページのとおり87万円の減額となります。

第1号議案福祉課関連の詳細説明は以上ですが、続きまして第5号議案の準備をお願いいたします。

27年度勝浦町介護保険特別会計の補正予算でございますが、予算書6ページをお開きください。

事項別明細書の歳入のほうから説明します。

3, 1, 1の地域支援事業使用料は28万6,000円の追加補正。これは、介護保険事業や配食サービスの利用増に伴うものです。

4, 1, 1の介護給付費国庫負担は、歳出の給付増に伴い917万1,000円の追加補正。

4, 2, 1調整交付金は、算定係数変更による396万6,000円の減額補正。

5, 1, 1の介護予防費支払基金交付金は、歳出の給付増に伴い648万3,000円の追加補正。

7ページに移ります。

6, 1, 1の介護予防給付費負担金も、歳出の給付増に伴い583万9,000円の追加補正。

7, 1, 1の準備基金運用利子は1,000円を追加補正します。

8, 1, 1の一般会計からの繰入金は、介護給付費で510万4,000円、介護予防事業で11万6,000円、包括的支援事業費で19万4,000円、介護保険基盤安定繰入金として3万1,000円で、合計544万5,000円の繰り入れとなります。

予算書8ページに移ります。

8, 2, 1は介護給付費準備基金繰入金で、26年度決算による繰越金を9月に補正しました基金に積み立てておいたものですが、今年度の執行額不足を補うため一部取り崩して給付金の財源とするため1,827万5,000円を追加補正させていただければと思います。

続いて、歳出に移ります。

予算書9ページをお開きください。

2, 1, 1の介護サービス諸費では、19節342の居宅介護サービス給付費が増加見

込みにより2,800万円追加補正, 同343施設介護給付費は減少見込みにより620万円の減額補正, 同節346は居宅介護サービス計画給付費を620万円の追加補正, 同347介護予防サービス給付費は920万円の減額補正, 同351地域密着型介護サービス給付費は820万円の追加補正。

2, 1, 2の手数料は1万円の追加補正となります。

2, 1, 3の高額介護サービス等費は高額介護で50万円, 高額医療合算介護で150万円, 19節の計は200万円の追加補正となります。

2, 1, 4の特定入所者介護サービス等については, 19節355の特定入所者介護サービスが低所得層の利用増に伴いまして1,178万円の追加補正, 同節357の特定入所者予防サービス費は3万2,000円の追加補正となります。

10ページに移ります。

3, 1, 1の介護準備積立金は運用利子を積み立てるための歳出予算として1,000円の追加補正。

4, 1, 1の介護予防事業は13節委託料を16万4,000円追加補正。

4, 2, 1の包括支援, 任意事業は利用者増に伴い13節の委託料を43万2,000円の追加補正。

11ページに移りまして, 6, 1, 2の償還金は26年度決算による介護保険事業国庫補助金の返還金を23節で11万5,000円追加補正します。

介護保険特別会計の当初予算編成に当たり, 計画数値に基づいて給付費執行予算を計上しておりましたが, 待機高齢者のサービス充実を図ったためや, 低所得層の利用者増, さらには介護報酬マイナス改定による給付費抑制効果がたちまち原因では出てこなかったのは原因と思われませんが, 残り2回の執行が困難となる決算見込みとなりましたので, 今議会で補正予算を提案することといたしました。

第5号議案の詳細説明も以上でございます。

○議長(国清一治君) 詳細説明終わりません。一旦小休しましょうか。

15分まで小休いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時17分 再開

○議長(国清一治君) 再開をいたします。

議案第1号及び議案第8号について、野上産業交流課長。

○産業交流課長（野上武典君） 議案第1号と議案第8号について産業課関係の議案を説明させていただきます。

まず、一般会計の補正予算でございますが、初めに7ページをお開きください。

第2表の繰越明許費のうち、6款商工費の2目に当たります観光費、四国のみち鶴林寺公衆便所改築事業につきまして1,236万円を繰り越しさせていただきます。この工事、一応4月20日ごろの完了予定と今、工事を進めております。

それと、その下の第3表、道の駅ひなの里かつうら指定管理業務委託料につきまして、議会の承認もいただいて平成27年10月からNPO法人の阿波勝浦井戸端塾に指定管理をお願いしておりますが、債務負担行為の補正を28年度と29年度の2年間で限度額1,404万円と定めるものでございます。

それから、その下の変更でございますが、農村環境改善センターの指定管理業務委託料、これにつきまして、27年度から29年度まで限度額を2,160万円といたしておりましたところを2,332万8,000円、増額ということで補正するものでございます。内容につきましては、消費税分が当初に含まれておりませんでしたのでその分を追加するというものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出で説明させていただきます。

30ページをお開きください。

それでは、立ちったままで。

30ページの5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費につきましては、実績により、歳入の14款県支出金農業委員会交付金が29万6,000円、それから19款の諸収入、農業者年金業務委託料が5万円増額になったために歳出予算の変更はないのですが、財源の振替を行うものでございます。

続きまして、その下の2目農業総務費につきましては、760万円の減額補正でございますが、青年就農給付金が予定していた3名の新規就農者が1名しかできなかったこと、それから26年度の3月補正で対応した先渡し分があったため700万円の減額、それから経営体育成支援事業の該当がなかったため、60万円の減額となっております。

歳入につきましては、14款県支出金がいずれの事業につきましても減額されてお

り、同額の760万円減額になります。

隣の31ページをごらんください。

3目農業振興費につきましては、120万円の減額補正でございますが、19節の負担金等、県単農業振興補助事業につきまして要望のあった事業が取り下げられたことから120万円が減額になり、このため歳入の14款県単農業振興事業補助金90万円が減額ということになっております。

それから、その下の水田利用対策費につきましては、19節の水田農業推進協議会への補助金を減額したもので11万円の減額となっております。

6目日本型直接支払事業費につきましては、60万円の減額補正でございますが、事務経費の11節、それから13節委託料の余剰経費について減額するものでございます。

それから、9目農村環境改善センター運営費につきましては、68万6,000円の増額補正でございますが、13節の委託料、環境改善センター施設管理委託料を増額するものです。管理委託につきましては、K-F r i e n d sに指定管理をお願いしておりますが、指定管理交付時に、先ほど申し上げましたように消費税が含まれていなかったために消費税分を増額するものと、それから本年度住民福祉センターの耐震化大規模改修事業に伴い、例年より使用回数がかなりふえております。これに伴い、光熱水費、特に電気代がふえたために委託料を合わせて68万6,000円を増額するものでございます。

それから、その下の5款2項林業費、2目林業振興費につきましては、5万4,000円の増額補正でございますが、森林整備地域活動支援事業補助金につきまして5万4,000円。これは、徳島東部森林組合が境界明確化のためのGPSシステムを整備するもので、これに対して補助金をするものでございます。14款の県支出金、林業飛躍基金事業補助金4万円が充当されます。

32ページをごらんください。

6款の商工費、1目商工振興費につきまして35万円の減額補正でございますが、商工会への補助金のうち、経営改善利子補給の不用額を減額するものでございます。

2目観光費につきまして、鶴林寺トイレ改築事業の中で既存のトイレの解体工事費が補助金対象経費から外れたことにより、歳入の13款国庫支出金、2項2目の自然環境整備交付金が58万5,000円、それから20款の町債、過疎対策事業債が80万円、それ



ぞれ減額になり、財源の振替を行うものでございます。

3目地域交流推進費につきましては、39万1,000円の減額補正でございますが、道の駅事業の1節報酬、それから12節の手数料の余剰経費を減額するものでございます。

一般会計の補正予算の詳細説明については以上でございます。

続きまして、議案第8号をごらんください。

27年度の勝浦町物産販売特別会計の補正予算でございますが、歳入歳出予算の補正はございませんが、道の駅事業の情報館管理運営に関しまして、昨年10月から指定管理をお願いしております。その債務負担行為を物産販売特別会計の中でも一部指定管理をお願いしておることとなっております、その28年度分と29年度の2カ年で限度額を196万円と定めております。

以上で産業交流課関係の詳細説明を終わります。

○議長（国清一治君） 次に、議案第1号について、河野教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 議案第1号教育委員会分の一般会計補正予算（第7号）の詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

今議会の教育委員会の補正は、9款教育費で補正額1,488万1,000円を減しまして、トータル2億3,982万2,000円といたします。

続きまして、7ページの第3表の債務負担行為の補正でございますけれども、一番下になりますが、勝浦町民体育館指定管理業務の委託料でございます。これは、補正後、平成27年度から29年度の限度額を1,707万6,000円といたしまして、内容としましては消費税の増額分でございます。

その次に、歳入からご説明をさせていただきます。

○議長（国清一治君） 歳入。歳出から。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 歳出のほうからご説明をさせていただきます。関連しまして歳入をあわせてご説明をさせていただきます。

34ページをお開きください。

9款の教育費の主だったところでご説明をさせていただけたらと思います。

まず、9, 1, 1の教育委員会費、補正額が170万円の減。これにつきましては、

主なものは奨学金の貸付金で60万円の減。それから、入学資金の貸付金で80万円の減でございます。

続いて、事務局費は省略させていただきまして、3番目の義務教育振興費につきましては、186万円の減でございます。内訳としましては手数料、それから借り上げ料等で、それから要・準要保護の児童・生徒の就学援助費、これが対象児童が減となりまして155万円の減となっております。

続いて、9, 2, 1の学校管理費。補正額の合計は229万円の減となっております。内訳としましては、右にありますように燃料費、それから修繕費等々でございます。

続いて、9, 4, 1社会教育総務費。これにつきましては30万円の減の補正額でございます。これは、国文祭後継事業助成金30万円の減となっております。事業をやらなかったというのではございません。別のこの補助金がついたということで落とすものでございます。

続いて、社会体育費、トータル補正額が322万2,000円の減。主なものにつきましては、次の36ページに入りまして、業務委託料349万円の減になっておりますけれども、これは町民体育大会の予備費的な、補完的な費用でここまで要らなかったということで落としております。

それから、5に行きまして、運動公園の管理費。補正額114万8,000円の減。これにつきましては、説明事項の施設管理委託料19万2,000円、工事費36万円、それから原材料費59万6,000円となっておりますけれども、内容としましては台風等による災害が昨年度は、例年に比べましたら少なかったということで減額補正をなっております。

それから、9, 5, 1教育総務費でございますけれども、補正額トータル53万1,000円の減。これは、事務費的な経費で減額としております。

それから、2の調理加工費、トータル170万円の減となっております。これにつきましては、食料費、給食の食料費の減と、それから調理の燃料代の減で130万円と40万円の内訳となっております。

教育費関連につきましては以上のとおりでございます。

○議長（国清一治君） 続いて、議案第7号について、勝浦病院山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） それでは、議案第7号につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案第7号を見ていただけたらと思います。

まず、収益的収入支出の件についてご説明をさせていただきます。

議案第7号の3ページをお開きください。

まず、収入でございますが、項の欄、医業収益を1億2,895万3,000円減額するものでございます。これは、主に入院等の患者数が当初見込みより減少するという事になったためのものでございます。この減収分と支出見込みとの差額を補うため、項の欄の医業外収益の目他会計負担金、不採算地区の繰出金でございますが、ということ1億2,676万8,000円増額補正を行うものでございます。

続きまして、支出でございます。

4ページ、次のページをお開きください。

項の欄、医業費用につきましては、418万5,000円減額するものでございます。内訳といたしましては、給与費で臨時職員の賃金等が減になったことに伴いまして、1,300万円ほど減額をいたしております。材料費におきましては、実績見込みによりまして881万5,000円を増額をいたしております。

続きまして、項の欄、医業外費用におきましては、実績見込みによりまして雑損失において200万円増額をいたしております。これは、消費税の支払い分に係るものでございます。

これに伴いまして、収益的収入支出につきましては、総額で6億6,120万3,000円となります。

次に、資本的収入支出でございます。

5ページのほうをお開きください。

収入でございますが、まず項の欄、国庫支出金でございますが、こちらのほうで490万8,000円の増額をいたしております。これは、主に画像管理システムの導入が国保の特別調整交付金の対象とすることができましたので、その分の増額でございます。

続きまして、その下、目の欄で他会計負担金として、366万3,000円の増額をいたしております。これにつきましては、国の繰り出し基準に基づく建設改良費の一般会計

負担分といたしまして補助金を除いた分の2分の1を繰り出すというふうなことで増額をいたしております。

支出の分でございます。

項の欄、建設改良費で552万6,000円の減額をいたしております。内訳といたしましては、当初予算で予算化しておりました目建設改良費でトイレの改修工事等を、病院を今後改築するというふうな方向性を決定いたしましたために重複投資を控えるためにこの工事を中止したための減でございます。

あと、目の欄、機械購入費でございますが、こちらのほうは主なものとして骨密度測定器が故障いたしまして、その分の機器購入費を増額をいたしております。

トータルで資本金収入額が支出額に対して不足いたします366万4,000円については、収益勘定の留保資金で補填いたすことといたしております。

あと、2ページのほうに戻っていただきまして、第4条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費ということで、給与費の変更に伴いまして、こちらのほうも変更いたしまして4億5,253万2,000円に改めるものでございます。

第5条では、棚卸資産の購入限度額を、こちら材料費の補正に伴いましてトータルで7,481万5,000円に改めるものでございます。

病院事業会計の補正予算といたしましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（国清一治君） 以上で各課からの詳細説明は終わりました。

これより詳細質疑を行います。時間が大分押してありますので、まず議案第1号についての質疑を受けたいと思います。

質問のある議員は発言をお願いいたします。

6 番 節 議員。

○6 番（節 公一君） ちょっと、2点先に聞きますが、まず1点目は、産業交流課長、7ページの繰越費のところ、鶴林寺トイレ一応4月20日に完成で、一番春のにぎわうときには間に合うのかなとは思いますが、この事業、これは以前から議会でもずっと要望もしてきたし、地元の協力ももう既に以前から要望も強かったわけです。27年度の当初予算で既に既決にしたわけですが、おくれた理由っていうのは何かあるんですか。本来なら、地元も協力があったと思うし、予算もついているわけです。

んで、何かあったのか、それとあと財源が補助金対象から一部外れて一般財源のほうになったというのがありますね、後のほうで。これっていうのは、どういうことだったんかをちょっと説明していただきたいんと。先に議長、先にそれだけいきましようか。あと、はい。

○議長（国清一治君） 野上課長。

○産業交流課長（野上武典君） 鶴林寺のトイレに関しまして、まず遅くなった理由ということでございますが、1点目、26年度から既に県とも協議してあげていって、当初予算でも予算を承認していただいてということはあったんですが、当初もっと早く国からの指令がくるというふうに見込んでおりましたのが、夏までずれ込んできたと。もう一点が、既存トイレっていう、解体事業の中で、前のトイレがちょっと特殊な構造になっておりまして、いわゆる昔ながらのトイレでしたので、トイレの便槽が別途、くみ取る場所があるとかというのではなくて、そのトイレの下に四角く便座をつくっていたと。もともと便槽にするつもりはなかったようなところを便槽にしていたというような経過がありまして、そこにいろんなくみ取れない物が既に落ち込んでいたというところで、そういった物の処理っていうのに時間がかかったという経過はございます。おくれた理由っていうのはそういったところかなとは思いますが。

それと、もう一点。補助金から、対象から外れたということで。実は前の既存のトイレが、勝浦町で大分以前になりますので、勝浦町のほの直接主体となっていたトイレかどうかっていうのがどうも不明瞭で、わからなかったと。勝浦町が前に事業をしたことがはっきりすれば補助対象にはなったんですが、それがわからないということで、解体部分については補助対象から外れたということでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（筈 公一君） 解体の部分が補助対象から外れただけで、主な建てるほうっていうんはちゃんと対象になったということですか。

○議長（国清一治君） 野上課長。

○産業交流課長（野上武典君） そのとおりでございます。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（筈 公一君） 始める前に、これ以前補助金でしたんかどうか、教育委員会

のほうでしたんか、産業交流課でしたんかということをいろいろ調べてしたと思うんですが、そこらあたりが結局はっきりしてなかったということですね。

○議長（国清一治君） 野上課長。

○産業交流課長（野上武典君） 本来、ほの辺のことをきちきちっと残しておくべきだったのかもしれませんが、ちょっともう書類等が見当たらなかったという経過もありまして、こういった経過になってしまいました。

以上です。

○6番（節 公一君） わかりました。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（節 公一君） 次、2点目で、これは参事のほうにお尋ねしますが、参事の説明で、予算書の24ページで、総務管理費のところ、いいですか、上から2番目の情報セキュリティ強化対策ということで1,252万1,000円、ちょっと説明のときに、指の静脈を認識してするよなというよなことを言ったんですが、これって具体的にどういうふうにするんですか。以前、マイナンバーのときにそういうことを各自治体でして、本人確認をするやということを、新聞だったか何かでちょっと見た、聞いたことはあるんですが、これは実際に、こんだけの金額をして、具体的に勝浦町にとってどのよなときにこれを使う予定なんですか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 今回はマイナンバーにこれを採用しません。勝浦町の公共ネットワーク、例えば役場内にありますとか、上部団体、県庁とか国のいろいろデータを共有して使っておるネットワークがございます。それと、インターネットの回線がございますけども、大体それによってデータの漏えいとか起こりますので、その公共ネットのシステムを使うときに、もう誰でも使えないように、一応のインターネットと切り分けをしようかというために、その生体認証の、指の静脈を読み取って、その人しか使えないというような、内間のセキュリティー対策をしっかりしたいなど。これ当然、国のほうで、いろんなこのごろ情報漏えいの問題が起きてますので、それぞれしっかりしなさいよということで、国からの補正予算債もついでの事業でございますので、マイナンバーとは少し、今回は違いますけども、そういう対策をしたいということです。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（筈 公一君） ていうことは、登録しとかなあかんですわね、事前に。使う人は限定されて、今のところやったら役場の職員の中でも、限られた人の分を登録して、それと使うときに合致するかどうかということということですか。

○議長（国清一治君） 座ったままでえ。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） そのとおりで、使う人はもう限定いたします。誰でも使わさないと。職員にとったら非常に使いにくいシステムになるんですけども、誰でも使えないし、使う人を限定して、その責任の所在をはっきりしておくというふうにしていきます。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（筈 公一君） そしたら、そのシステム、それはそれでええと思うんですが、後々、先ほど言いましたような、今後ですよ、今後住民の方を対象にして、ある程度を登録をしておいてもらったら、ほれマイナンバーのほうにもこれは使えるんですか。もう、今回はそのためだけのものなんですか。最後に。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 恐らく、これマイナンバーが出てきて、そのマイナンバーのデータを扱う場合も同じような形になりますので、そのあたりは多分つないでいくような形になると思います。今回は、先ほども言いましたように、公共ネットワークとインターネットの関係ですけども。これを今度マイナンバーを使うデータについても同じような取り扱いになっていくんだろうというふうに考えています。

○6番（筈 公一君） 以上です。

○議長（国清一治君） 他に質疑はありませんか。

1番仙才議員。

○1番（仙才 守君） それでは、その近く、24ページなんですけど、情報通信設備管理費の中で、この設計費が2,500万円ぐらい計上されていて使っていないと。これ全額かどうかわからんのですけど。減額になってますけれども、この点について、ちょっと説明をお願いします。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 一応設計は勝浦町のほうでしましたので、この業者に委託による設計費は全額落としました。そういう経過です。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） 勝浦町の職員が設計したというふうに聞こえるんですけども、そんな能力あるんですか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） いろんな業者の方とか、そういう関係も、県も含めてですけど、関係機関の方に助言をいただいて、その部分については職員とか、役場のほうで設計をいたしました。

○1 番（仙才 守君） 結構です。

○議長（国清一治君） いいですか。

5 番松田議員。

○5 番（松田貴志君） 続いて、参事になるですけども、総務費の企画費の67の定住促進賃貸住宅家賃助成の部分なんですけれども、現在17戸の部分対して、この家賃助成を受けている戸数は何軒あるかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） ちょっと正確には詳しいデータを持っておりませんので、調べてまたご報告します。

○5 番（松田貴志君） それと、もう一点なんですけれども、7 款土木費の4 項住宅費の耐震関連の予算が軒並み減額補正されてます。担当課でいろいろと努力はされていると思いますが、他町村でも同じようになかなかこの耐震化が進まない。そういった中で職員が各戸を回って周知を図ったり、ある程度の耐震が必要な部分について積極的に個別訪問を行う等をしている自治体もあるようですが、この減額に至った主な原因、また現在取り組んでいる推進に向けての体制、取り組み状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（国清一治君） はい。

○建設課長（柳澤裕之君） 耐震について、減額がかなりあるんですけども、耐震が以前からかなりアピールしながら、広報なり各家を訪問したりやっております。それで、今年度については、25件の耐震診断のうち、6 件しか実施しておりません。ま



た、安心・安全リフォームの事業では1件だけということで、実施されておりました。

何せ、回ってみまして、それで耐震診断を受けて、診断の規格としては1であればまあまあ大丈夫だよというふうなことですけども、0.7以下だったら倒壊する危険性がかかなり高いという家屋の診断ちゅうんは、既にもう大分何軒も出ています。それを、再度耐震しませんかということで、何回も回しまして、いろいろ職員は当たっておりますが、やはり金額的にかかなり、補助があるとしても大分要ることなので、なかなか腰が上がらないのが実情かなと思っております。

以上です。今後も努力してまいりたいと思っております。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 多分、老朽化すればするほど経費的には多額の費用がかかってくるという部分は理解してます。新年度予算でまた新たな部分も、シェルターの部分も提示されておったと思います。私自身、このシェルターっていう部分をやっぱり比較的安く、またその命を守るという点では効果的なんかなという理解をしておりますので、また新年度予算の部分の推移も見守りながら、これからも引き続き担当としても努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 伊丹参事が補足説明があります。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 濟いません。下のほうに問い合わせをいたしました。

家賃助成をしている件数でございますけども、松浦さんの住宅、12戸前ですけど、そのうちの7軒でございます。それと、石田さんところは今5戸建っておりますが、そのうちの2軒、計9軒が家賃助成の対象となっております。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） これは、想定範囲でしょうか。どうでしょうか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 想定というか、できたら若い人がきていただいてもできるだけ対象にはしたいと思っておりますけども、現状はこういうことでございます。

○議長（国清一治君） 5 番議員。

○5 番（松田貴志君） この点についても、いろいろと制約があって、助成対象にならない、多分、方もおられるのかなとは思いますが、やはりこれは引き続きできることなら定住に向けての声かけもして行ってほしいし、定住されるに当たって、新年度にまた宅地の造成等をありますけれども、そういった部分の案内も積極的に行なって定住につなげて行ってほしいなと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 議案第 1 号，他に質疑はございませんか。

9 番井出議員。

○9 番（井出美智子君） 24ページの 1 の総務管理費の51番の地方バス路線運行維持対策負担金が、マイナスになっている理由は为什么呢。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 当初，過去に一番高いときの300万円を一応計上しておりました。ことし，平成27年度につきましては，77万7,000円という補助金の額が提示されましたので，その分を差し引きしてこの額を落としました。

○9 番（井出美智子君） 金額がそんなに大きく変動する理由はわかりますか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 路線の経費について，多い年はたまたまその年にはその路線にかかわる職員の退職者が出た場合に，退職金等もどうも経費の中に含まれるようです。そういうことがあった場合には，その運行の通常の経費以外にその分が加算されるということを聞いてますので，そういうときは過去に多く負担金を払ったということで処理した経過がございます。

○議長（国清一治君） 9 番議員。

○9 番（井出美智子君） 退職金も負担せなあかんのんですか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） その路線についての経費として，その路線にかかわる職員の給与，退職も含めた経費を算定するというふうに聞いてます。

○9 番（井出美智子君） わかりました。

続いてよろしいですか。

○議長（国清一治君） 9 番議員。

○9 番（井出美智子君） 33ページの土木費のところ、県単急傾斜崩壊対策事業と急傾斜対策事業費がマイナスにたくさんなっていますが、この負担割合がふえてからずっとこういう事態が続いているので、町内の危険なところをそのまま負担金が多いけんしたくてもできない状況か、しなくてもいける状況と判断してるのか、どちらでしょうか。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） やはり、これは負担金、負担金というか県の補助が減った時点から、個人負担がかなり要るということで危険なところと思われるところでも、やっぱりちょっと後ろへ下がってしまうというふうなことが多々あります。そこで、どうしてもちゅうところは何軒かかなり負担いただいて、できたところもありますけども、おおむね全部、今後希望があるところは、ほの負担金で引いてしまうちゅう感じが多いです。

以上です。

○9 番（井出美智子君） これって勝浦町だけでなく、県下も同じような状況にあるんだと思います。せっかく予算を計上していながら使われないうことは、危険な状況がそのままになっているので、町長、県へ各市町村の長がもっと大きく声を上げていく必要があるんじゃないかと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 議員さんも、知事との上勝でのその場所でのそういうふうな話もされておりましたけど、できるだけ多く幅広くやっていきたいというような県の趣旨にもございましたけども、それ以後、やっぱり個人の負担45%と非常に高くなっておりますので、利用者がいないというのは非常に危険度も高いというようなことでございますので、引き続きまして県にも要望していきたいと思ってます。

○9 番（井出美智子君） よろしくお願ひします。

利用者は幅広くっていうけど、幅広くってない実情が数字上でも出てきてるので、このことはしっかり県に伝えて、やっぱり危険な箇所をなくすように努力をとってもらいたいと思いますので、お願ひします。

○議長（国清一治君） 9番，よろしいでしょうか。

まだ，第1号議案については質疑があると思いますので，一旦ここで小休したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは，小休いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（国清一治君） 再開をいたします。

午前中に引き続いて議案第1号について質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 教えていただきたいことが2点あるんですが，16ページの衛生費のところ，循環型社会形成推進交付金で何に使われる交付金なのか，概要説明と，なぜ減額だったのかっていうことと，21ページのコミュニティ助成金事業での不採択の内容は何だのかって。以前にも聞いたかもしれませんが，その2点をお願いしたいと思います。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○住民課長（笹山芳宏君） お答えをします。

循環型社会形成推進交付金というのは，合併浄化槽の設置に係る国から出る補助金でございます。

今回の場合は，全体で27年度，浄化槽の設置，整備，20基の予定をしておりましたが，15基の希望で設置になりました。5基分の補助金が減額になったので，今回補正させていただくということになっております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） ことしの分につきましては，石原，それから生名，棚野，黒岩の申請でございました。そのうち，不採択になったのが石原と黒岩，この2カ所が不採択のために先ほど言いました金額が落とすこととなりました。

内容は，集会所の備品ということで聞いておりますので，中身は椅子とかそういう

もんだろうと思っています。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） さきに、循環型社会形成推進交付金というたら、循環型なんでもリサイクルっていうか、我が町は廃棄物の減量化にすごく取り組んで、循環型をされてるのにどうしてかなと思っったので、浄化槽だったということが、5基足らんかったということやね、予定が。はい、わかりました。

それと、コミュニティー助成金事業は、よその地区が採択やったんで、不採択でもないんですか。ほの出し方によるんかな。これから、高齢化社会になつとんで、畳のところとか、じゅうたんのところ、椅子社会に持っていこうかなっていう集会所のほうが多いと思うんですが、それはどんなふうになるんでしょうかね。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 申請の中身は施設の備品とか、エアコンであるとか、それは何でも構わないと。原則そうだと思います。ただ、順番につきましては、県の枠がございまして、勝浦町の場合、かなり多く申請をして多く採択されておりますけども、ここ最近4カ所とか、ことしは7カ所かな、申請してますので、それでちょっと条件的っていうか、件数が多いために落ちるところも多いということがございます。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） そしたら、その地区は次年度に回してあげるっていう形でまた申請し直すっていうことやね。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） そうですね。落ちたところは、ことし優先順位をつけてまた再申請をしておるという状況です。

○3番（美馬友子君） わかりました。

続いて、質問いいですか。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 福祉で質問をさせてほしいんですが、27ページの老人福祉ですが、外出支援件数がふえてタクシーの利用がふえたっていうことは、支援策を皆さんが知って使いやすくなったっていうことでしょうか。昨年まで不用額っていうことが出とったと思うんですが。その点と、福祉のことで、29ページの子育て支援事業の放課後健全育成事業費委託料、約200万円が出とんですが、それは学童の人数がふえ

たことによるものなののでしょうか。その2点を福祉にお願いしたいと思います。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） まず1点目、高齢者の移動支援事業の助成金なんですけれども、おっしゃったとおり、26年度は63人で955件、予算の3分の1しか消化できませんでした。ところが、27年度4月に75歳以上は介護認定の申請をせずとも申請可能としたところ一挙にふえまして、今のところ1月末現在で227人の申請で、同月末で1,860件の利用増となっております。予算は既にもう超える見込みになっておりまして、補正に至ったというぐあいです。

29ページの放課後健全育成、学童保育の委託料なんですけれども、当初予算で2つのうち1つが人数がそのランクぎりぎりのクラブがございまして、そこは当初予算の段階では低目になるほうで当初予算を組んでおりました。ですが、すぐにぎりぎりなんですけれども、そのランクに達したということで、これは毎年のことなんですけれども、基準の変更を3月補正でして、その実績に応じたような委託料になるということでの増でございます。

○議長（国清一治君） 3番。

○3番（美馬友子君） 利用枠を広げたということで、皆さんが使いやすくなったってということで、ありがたい事業だなと思っています。

それから、学童のほうは基準が上がったってということやな。

最後に1点だけ、あと。

○議長（国清一治君） 3番。

○3番（美馬友子君） あと、35ページの義務教育振興費の17の要保護、準要保護児童・生徒就学援助費が減額になっとなんですが、子供の貧困ですごく今重要視されてますけど、援助困難な方が少なかったっていうふうに考えていいんですか。子供の貧困は我が町は少ないって考えていいのでしょうか。

○議長（国清一治君） 河野局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） ただいまの質問なんですけれども、人数的には当初予算で組んでおりました人数からしましたら10名減少しております、対象者が。それで、その内訳何ですけれども、要保護世帯は2件ふえとんですけれども、減ってるのは準要保護世帯の児童・生徒が減っております。総合的に金額が減少してお

るのは、要因はその児童数が減ったということでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 3番。

○3番（美馬友子君） 150万円の補助金があったら助かっった児童がおるんではないかなと思うんですけど。この基準は国の基準に、勝浦町の基準とかというのがあるんですか。要とか準とか。

○議長（国清一治君） 河野局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） これは、生活保護世帯の基準も適用しておると思いますので、国の基準に合わせたものとなっておりますと理解しております。

○3番（美馬友子君） わかりました。また、この残った、言うたら、次年度は町単でもちょっと補助金を上げてほしいなっていうことも考えてほしいなっていうふうに思っています。

以上です。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

9番井出議員。

○9番（井出美智子君） 関連です。美馬議員が、今、要保護、準要保護の質問をされました。生活保護は国の基準ですが、準要保護は勝浦町の基準で生活保護基準の1.3倍っていうふうに決められております。その基準っていうのは、町が決めていることであって、さっき美馬さんがおっしゃったように、今の貧困の世帯を救うためにはその基準も、一度は生活保護基準の1.3倍と決めながら、社会保険料の控除をまた基準を受けにくいように変えた経過があるので、厳しくなる前の基準にまた戻して希望する人ができるだけ受けやすくするようにするっていうことも考えてほしいっていうふうに思います。

○議長（国清一治君） 河野局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 失礼いたしました。

基準につきましては、今後の検討課題になろうかと思っておりますので、十分その辺を研究してみたいと思います。

○9番（井出美智子君） よろしくお願ひします。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

○10番（大西一司君） もう最後で。

○議長（国清一治君） いや、最後とは限らんけん。

○10番（大西一司君） 年金生活者の臨時給付金、これほかのこと考えて聞き漏らしたんやけど、何名か、そして基準はどのような基準でこれだけになつとんか、いつなんか、3つ。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 年金生活者の分で28年度国のほうから6月ぐらいまでには実施するように指示がございまして、一応5月末に該当の見込みのある人に通知しまして、6月から申請を受け付ける予定にしております。対象者は、概算で算定したところ、950人から1,000人、せいぜいだとは思いますが。これ27年度で補正して、28年度に繰り越しますと増という融通がききませんので、多少多目に事業費は組んでございまして。

要件としましては、公的年金を受給しよう人で、自分の分の住民税を払ってない非課税者、非課税者でなおかつ、例えば息子さんとか娘さんとかで住民税の課税対象の人の税法上の被扶養者になってない人が該当になります。

○10番（大西一司君） これで算定したら1,000人ぐらいの目安で。

○福祉課長（大西博己君） 予算はちょっと多少は多目にしてあります。

○10番（大西一司君） おお、多目にな。

○福祉課長（大西博己君） はいはいはいはい。

○10番（大西一司君） ほれについて、いろいろ経費、こんだけかかるん。皆みてくれとんやな。はいはい。大まかなんでわかりました。

もう一つは、土木費のことなんですけど、やっぱりこの1,900万円のうち1,600万円減額補正っていうのは問題があるんじゃないかと思って思うんで。これは、いろいろ反省材料もあると思うんですけど、PRの仕方とか啓発とか。こういったことを次の28年度できっちりできるようにひとつ、検討もしてくれとんだらうと思うんじゃけど、この点、どんな見解になってますか、課長、先に。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） あのね、やっぱり個人負担、町も大分補助の上乗せはしとんですけども、しかしながら個人負担かなり要するというふうなことで、なかなか進



んでいけないというのが実情です。また、いろいろこう考えるに、たちまち58年以降の木造とか、ほれから平成12年以降の木造とか、いろいろ基準あるんですけども。

やはり、震災、地震、勝浦町の場合については余り受けとらんのです。昭和の南海地震、そのときには、津波はあったんだけど内陸のほうは余り揺れてないと。いって山の方でごろごろ音がしたりしたぐらいで、家屋の倒壊もなかったということで。なかったといたら言い方悪いけども、少なかったということで、余り印象に残ってないのが、皆さん、今、年寄りの方の印象なんです。ほんで、地方紙にも余りうたわれとらんし、かなりこう皆の関心が薄いんかなというふうには、私どもも思いますけども。やはり、南海地震、昭和の南海地震よりも、次、強いのがきますので、やっぱりほれはどんどん役場主導で進めていくべきなものかなとは思っております。

○10番（大西一司君） そのとおりで、どんどんこれは間広く、広報活動っちゅうかPRして、皆が利用できるように頑張っって運動してください。終わり。

○議長（国清一治君） ほかにありませんか。

なければ、私のほうから2点ほど聞きたいと思いますが、32ページの地域交流推進費の先ほど説明があったんやけど、道の駅の委員の報酬、これ、会はせなんだっていうことかいな。

課長。

○産業交流課長（野上武典君） 指定管理の移行もありまして、1回だけの開催となっております。本来だったら、2回、3回というような予算であったんですが、1回の開催のみで終わっております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） いや、僕は、逆に管理者が変わるってことで、やっぱりこういう協議会は再々開いたかなっていうんがあるし、これ当初予算20万9,000円やったと思うんやけど。これ実際のところ1万8,000円じゃわな。ほんだけん、どういふ計算でしとったんかなと。要は1回は開いたということやね。

あと、新年度の話は、これは予算は組んどんですか。

○産業交流課長（野上武典君） 一応、1回の開催の予算は組んでおります。ていうのが、1年間の指定管理者の運営状況っていうのを、報告したいというふうを考えております。

○議長（国清一治君） はい。

それと、これどうしても聞いておきたいんやけんど、36ページの運動公園の管理費で、これ予算では出てきとらんやけんど、備品購入費が使われていないっていうことを監査委員からも再三これ指摘をされたと思うんですけれども、これ執行することによってこれ補正で増減が出てくる可能性があることやけん、そこら局長どないなっとなかいな。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 運動公園費の内訳につきましては、災害の減少による減で落としておるんですけれども、先ほどご質問のありました施設管理の中でおっしゃっていますのは、草刈りのできるトラクターの件であるかと思うんですけれども、これにつきましては、担当のほうから聞いておりますのは、予算的には丸々全部、先ほどの管理委託と、工事とか、これは丸々全部落としたというのではなく、もしほの施設のトラクター、遅まきながらこの11日に入札予定にしておるんですけれども、ふえた場合には回せるというふうには、聞いております。この時期がおくれたことにつきましては、私自身課長としまして、監督不行き届きという点につきましては反省もいたしております。今後このような遅きにならないよう、部下、担当のほうにも十分指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） わかりました。

ほかにありませんか。

なければ、議案第2号に進めたいと思いますが、よろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） かなり時間をとりましたので、議案第2号について質問のある議員は発言をお願いいたします。国民健康保険特別会計。

ございませんか。

なければ、進んでよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ないようですので、続いて議案第3号について質問はございませんか。議案第3号、簡易水道特別会計。

ございませんか。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 1事業が繰り越して、次年度に行われるわけですが、繰り越した理由は何だったのですか。執行されなかった理由。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 済いません、座って。

繰り越したんでなしに、継続で28に送ったという解釈でお願いしたいと思います。だから、27年度で並松地区を仕上げるつもりだったんですけども、国からの補助金がつかなかったので、28に送りました。よろしいですか。

○議長（国清一治君） それでは、議案第4号に進みたいと思います。

議案第4号について質疑はございませんか。農業集落排水事業特別会計。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ないようですので、続いて議案第5号について質問は、質疑はございませんか。議案第5号、介護保険特別会計。介護保険は誰やら言よったな。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 9ページの居宅介護サービス給付費が、施設よりか増額になってるっていうか、在宅に力が入ってきたっていうことですか。在宅の支援者がふえてきたっていうことでしょうか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） そのとおりでございます。どうしても施設のほうは入所に限界がございまして、在宅支援の強化を図って、どうにかしのいでいるという状況でございまして、特にその中でも訪問介護、訪問リハ、通所介護、通所リハのほか、福祉用具の貸し付けや、短期入居施設介護も合わせて増加しております。予算の説明をした際の、詳細参考資料で6ページと7ページの26年度の件数と27年度11月までの件数比較できるようなものをおつけしておりますので、参考までにごらんいただければと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 3番。

○3番（美馬友子君） その件で関連なんですけど、これだけの訪問介護とか訪問リ

ハ、在宅に訪問されてますけど、医者が診察に行くっていうことが勝浦町はなかなか少ないと思うんですが、それで困ってる点とかというのはないんですか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 今のところ、医療と介護はちょっと違いますので、介護の現場で往診のないけん、困っているという声は、直接包括支援センターのほうからは上がっておりませんが、かなり出動回数がふえたということは各ヘルパーのほうからは聞いております。

以上です。

○議長（国清一治君） 3番。

○3番（美馬友子君） それと、特定入所者介護サービスってどういう枠組みなんでしょう。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） これは、低所得者、生活保護とか、それから老齢福祉年金のみの方、それから住民税の非課税の方で、ただ3つの段階がございます。その方が、介護保険施設では介護給付を利用した際に、自己負担が一定基準を超えた場合、その分は施設がその分を持って、今度は施設のほうから低所得者の使用分として給付がくるということですので。これが、当初予算の見込みよりも大分ふえたということは、現場のほうでも低所得層の利用者がふえてきたということが考えられます。

以上です。

○議長（国清一治君） 3番。

○3番（美馬友子君） ふえてきた対象者数っていうのは大体、数字はわかりませんか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 申しわけございません。その数字だけ拾い上げてませんので、議会開会中機会があれば申し上げます。

○議長（国清一治君） 議案第5号について他に質疑はございませんか。

6番 議員。

○6番（節 公一君） 8ページになるんですけども、繰入金のところ、課長ちょっと質問したいんですが、先ほどの、このときもありました、9月に基金に繰り入

れたと。このとき、確か3,270万円ぐらいだったですか。補正で基金に入れて、年度内のうちにこれほれから取り崩すというような形になるということよね、これは。それを、通常、私らが考える、こうある期間の途中で積み立てたりとかする場合は、見込みが立ったときに、積み立ても控え目にしといて、最後のときに、まだなおかつ上乘せするというんだったら大体わかるんです。これは、途中で補正で基金に入れて、補正でまた崩すという、ほのときの見通しはどうだったんかと、これは言わざるを得んので。何か、この当初の見通しより、よっぽど特定な要因があったもんかどうか。それとも、単なる見通しが甘かったんか、そこらあたり、どのように判断してますか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 特別ほの具体的に特異な事情が発生したというケースはないんですけども、確かに介護報酬のマイナス改定効果及び介護予防効果、そのあたりでの効果が年度中に出ると見込みがございまして、ある程度給付の抑制が年度の途中から発生するのが今までの実績でもございましたし、そのあたりを見越しまして、9月補正の段階では基金に積み立てまして、特に急激な給付の増がなければこれはこのまま27年度の余剰金として28年度にまた繰り越して積み立てれるというような説明を申し上げた記憶があるんですけども、そのあたりは、介護報酬の改定というのが過去に5回ございましてそのうちの3回はマイナス改定でございます。そのマイナス改定も、そのマイナス改定した当該年度に発生したケースもございまして、翌年度に効果が生じてるケースもございまして。そのあたりで、27年度後半にある程度抑制効果が出ると踏んでおったのが出なかったと、このあたりが読み違いと言われれば、もう読み違いとは言えますけども。

以上です。

○議長（国清一治君） わからんでこりゃ。非常に苦しい答弁じゃわ。

6番。

○6番（鄧 公一君） マイナス改定の効果が本来は期待できるってところが、想定したようにはいかなかったという。それで、大体その金額はこの金額になるんですか。言うたら、積み立てた分の半分以上ですわね、これだったら。この効果っていうのは、そんだけの効果だけを3,270万円を予定しとったもんなんか、その効果があ

らわれなんだからこんだけのことになったんか。そこらあたりを、もう少し内容を詳しく言うたらどんなんですか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） もちろん、介護報酬のマイナス効果だけを期待しとったわけではなく、当然続けております介護予防事業の効果も少しずつですがあらわれてますので、このあたりの効果による給付の抑制、適正化も期待しておりましたし、さらに29年度からは給付費を適正なものとする総合地域支援事業も始まります。これは、なるべく自己負担と地域の力をおかりして、皆さんが該当、準該当者に当たる方を地域で見守って支えることにより、介護給付費をなるべく使わんような事業が、もう既に、実体上は、もう既に地域のほうでスタートしています。そのあたりの効果も考えて、これほどは、要するに計画どおりの推移だったんですけども、計画ほどは給付額は上がらないだろうと。件数はそれほどふえてないんですけども、一件一件当たりの介護サービスの高度化あたりも、当初の知識ではそこまで予想はできてなかったという、さまざまな変化はございました。

○6番（節 公一君） 一番心配するのは、昨年度ありましたすわな、保険料というか、5,800円。これが、県内でもかなり高いところの水準、上から3番目ぐらいだったかな、確か、して、そのおかげで積み立てもできるんやなというような解釈をしたわけですよ、9月のときには。それまでに基金は全く底をついてしまったというようなことで。今後3年間、その平均の保険料、5,800円でいけるんですかというようなときに、見通しは大体とんとんぐらいでいけますというような確か返事だったと思うんですが、積み立てた分を初年度でこう取り崩したという、これは果たしてこれ3年間いけるのかなというような、かなり高い水準にもかかわらずですよ。そこが一番心配されるわけですよ。そこらあたりの見通しというのは、どんなですか。変わらずいけるあれなんですか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 確かに介護保険料、住民負担の分も上げましたし、それで3,000万円以上の余剰金があって、それを積み立てておけば、少なくとも第6期分ぐらいはどうこうなって、第7期のあたりに再度給付等、給付増に対する住民負担等を議論するを早いうちに取りかからなければならないという危機感を持っています。

それに、この危機感を追い打ちするように全国的に保険料の水準が、もう専門機関でも予想できんほど上がっている状況があるというようなことで、勝浦町も例外でないというようなところでございまして、6期計画を作成した段階では適正な保険料というふう認識をしておったんですけども、その予想以上に給付費が増加しているというようなことがございますので、次の第7期が始まる前に事前に再度給付費増と負担の議論は早いうちに取りかかるべきと考えております。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（節 公一君） 最後になりますけれども、前回第6期のときも基金が枯渇してしまっただと。県から借りるというような方法もあったんですけど、それはしなくてもというようなことだったと思うんですが。もう今回この6期のうちに、県から借りないかんとなるような見通しぐらいまではあるんですか。そこまではせんでもいけそうなんですか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） とりあえずこの27年度の補正対応で、全部、最悪のケースで予算計上をさせていただきますので、これを全部使い切るとは考えておりません。取り崩した分の余剰金と残っている基金の残で、さらに28年度以降、ことし出なんだ分の、先ほどから申し上げております予防効果、介護報酬のマイナス効果、さまざまな給付の保護もある程度、28年度には多少の効果は出てくるのではないかという期待もしております。28年度を乗り切って、29年度をギリギリ残つとる基金でクリアできるのではないかという見込みは立てておりますけども、この節の新聞紙上、専門的な経済誌を見ましたら、どうも私の予測というか、専門機関の予測以上に高齢化、ただの高齢化をするだけでなく、各高齢者が使用する介護給付費の使用料が専門家の、専門機関の予測以上にふえてくるのではないかという見込みもございますので、今はっきり大丈夫ですとは申し上げられませんが、今たちまちすぐに第7期、次に30年度以降の住民負担の危機感を悲観的に議論すべきでもないでしょうし、ただ冷静に29年度には既に第7期の計画を策定しますので、28年度、つまり次年度には29年度の計画作成のための準備作業を、先ほど申し上げました総合支援事業を開始する準備作業と合わせてやっていって、可能な限りの努力はするべきと考えております。

○6番（節 公一君） わかりました。

後、28年度の予算も出てくると思いますので、その中の審議のときに検討したいと思います。ありがとうございます。

○議長（国清一治君） 答弁終わり。何やわからんな。

議案第5号について、もう他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、議案第6号について質問はございませんか。後期高齢者医療特別会計。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、進めます。

議案第7号について質問はございませんか。勝浦病院特別会計。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 収入のところで、1億2,800万円の概要説明が入院患者が減ったからだと言ったんですが、その中身をちょっと説明していただきたいなと思っています。

○議長（国清一治君） 山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 資料として今ないんですけれども、事前に送りました当初予算の資料をもしお持ちになっている方がおいでしましたら、そちらのほうをごらんいただけたら非常にありがたいんですけれども。

先ほどこちらのほうで説明させていただいた分でございますが、それでは入院患者数等が減りましたよというお話を全体でさせていただいたと思います。当初予算の資料でお送りさせていただいている分に過去3年間の実績等を載せてあったんですけれども、今回当初予算で推測していた入院患者数よりも患者数が減ったっていう部分と、外来患者数が減ったという部分で、基本的には今回当初予算よりも減ってしまったというふうな格好でございます。

具体的に言いますと、当初予算では、こちらの予算書のほう3ページで見ていただくといいんですけれども、既決の予定額では4億700万円というふうなことで見込みをいたしておりました。それが見込みでありますと、入院でありますと2億9,341万7,000円というふうな格好になっております。外来におきましても、1億6,000万円だ



ったところが1億4,600万円程度になっております。患者数につきましては、お手元に当初予算の資料をお持ちになってない方はおいでますか。

○議長（国清一治君） 当初予算。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） ぶっちゃけた話をしますと、当初予算で歳出がございましてそれを賄うために当初予算では一般会計からの繰入金は全然いたしておりません。それで、あくまでも医業収益としてとんとんになるための目標数値として患者数、入院患者数、外来患者数、介護保険の利用者数というふうなものを見込んでおりました。ただ、昨年、一昨年と見ていただくとわかりますように、昨年でございますと1億円程度の一般会計から繰入金をしていただいております。そこらの当初予算の見込みが非常に厳しい数字であって、目標数値として立てたにもかかわらずなかなかそこまではいかなかったっていうのが、本当の、かなり減額になっているところでございます。

あと、今年度に入りましても外来患者数は減っております。それと、入院患者数につきましては、昨年度よりも若干ふえてはおるんですけども、看護基準の13対1、昨年まではとれてましたが、今年度からは15対1になっております。それによって、入院患者数が若干ふえたにもかかわらずそこらの金額には達しなかったというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 3番。

○3番（美馬友子君） 今、15対1から13対1になった。診療報酬は13対1のほうがふえるわけですよね。でも、入院患者さんが減ったんで、収益につながらんかったということですか。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 濟いませぬ。逆です。

○議長（国清一治君） 逆やね。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 13対1であるところが15対1になったと訂正させていただきます。濟いませぬ。

○3番（美馬友子君） 長期入院患者さんがふえて診療報酬が下がったっていう中身ではないっていうことですか。

○議長（国清一治君） 事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 平均在院日数については、前半は三十何日というふうにふえております。ただ、後半につきましては30日前後でなっておりますので、長期入院患者がふえたのが必ずしも減になった理由ではないと考えております。

一番大きいのは、先ほど申しました、訂正させていただいた看護基準が13対1の報酬の基準であったのが、15対1になって、お1人当たりの、言葉は悪いですがけれども、単価的なものが下がったというのが大きいと思います。

○議長（国清一治君） よろしいか。

他に質疑はございませんか。

10番大西議員。

○10番（大西一司君） 一番大きな問題じゃと思うんやけど、恒常的になってはぐあいが悪いと思うし、何とかこういった一般会計からの繰り入れ何億円というのも、毎回毎回というのは厳しいだろうと思います。けど、ほか、公営病院から比べたらようやくとると思うんですが、でも今まで頑張ってきたことがここへきて、何かこうがたがたと音を立てて崩れてるような懸念もあります。このことについて、どのように是正っていうか、今後取り組んでいくかっていうのを聞かせてもらえたらと思います。

○議長（国清一治君） 山田局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 先ほど申しましたように、一番大きな原因というのは患者数の減というのは大きな部分だと思います。入院患者数につきましては、昨年よりもふえてはおります。当初予算の分にお送りさせていただいている分で見ただくとわかると思うんですけども。ただ、外来患者はもう常に減ってきているような状況でございます。外来患者数が減りますと、入院と判断するための患者さんの数が全体的に減ってしまいますので、どうしても今後入院患者数にも影響を与えてくるような格好になるかと思えます。そこらの分と、あと先ほど申しました看護基準でお一人当たりの、先ほどちょっと言葉は悪いんですけども単価的なものが下がっております。ここらを上げていくような方法っていうのが、どうしても必要かなというふうに考えております。そこらにつきましては、いろいろ医療技術者の、方の確保というのはどうしても欠かせない部分であって、そこらに対する投資も必要にはなってくるかと思えます。

あと、入院患者数の増につきましては、新しく改築の方向でも示しておりますので、そういうふうなハード部分で魅力を見せれるような部分、あとソフト部分とか、先生方の魅力、医療従事者の魅力的なもの、あとPR的なもの、それらを合わせて患者数の増、とりあえずは外来患者数の方をふやすのがやっぱり必要でないかなと。長い目で見るとやっぱり一番大事なことじゃないかなというふうには考えております。

以上です。

○10番（大西一司君） 大きな要因じゃな。先生の確保とあいなって今のおっしゃったような。入院患者の確保っていうのは、海南病院が地域包括ケア病棟というんですが、45床のうち10床を充てるというような方向で。今現在の勝病だったら小松島病院に行くと人はこっちへきていただくとか、そういう方法もあろうかと思うんですが。長期的とか、ほういう大きな目標というのは立ててないんですか。まだ、検討してないんですか。どうですか。

○議長（国清一治君） 山田局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 長期的な目標につきましては、今年度予算化いただいております改革プランの中である程度方向性等は出てくると考えております。それと、先ほど申しましたお一人当たりの基準の額の上げるための、先ほど今おっしゃられた、海南病院の例の地域包括ケア病棟の話だと思うんですけども、うちの病院も検討は始めております。ただ、それには技術者の確保という部分とあとそれに伴う診療報酬が幾らぐらいプラスになるかっていうところを今調査をしているような段階でございます。

それらも含めて改革プランの中である程度の方向性を皆さんにもご協議させていただいて進めていけるような格好に、ちょっと若干おくれぎみではございますけれども、近々に皆さんにもそこらのご説明もできるかなと思いますので、もう少し時間をいただけたらと思います。

○10番（大西一司君） 了解です。

もう一番大事なことで、勝浦町のひょっとした、大きなこのことが勝病建設のターニングポイントになるかもわからんで。全体で考えて本当に最善の策をみんなで考えて検討していくっていうような方向で、一緒になってやっていけたらなと思います。その点、議会も議長を中心にいろいろ一緒になって考えていきたいとそのように思っ

ております。終わります。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

ちょっと、1点だけ心配しとんで聞きたいけど、先ほどの説明で、工事請負費のトイレ改修を改築のために取りやめたっていうような説明あったけど、これ必要に迫られて予算を組んだと思うんやけど、これ改築まで、そのままほっといていけるんかいな。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 一応トイレの分については、厨房のトイレ工事だったと思います。なぜトイレ工事をするかという、ノロウイルス云々等の感染症予防のためが一番大きかったように聞いております。一応、トイレの洋式化だけができないということで、あと自動での水洗、自動での消毒、石けんと消毒と手洗いの部分については、修繕費のほうで対応をいたしました。トイレを洋式化にして、4年、5年で壊すっていうのは非常に厳しいんで、そこらを踏まえて、その消毒部分の改修っていうか、修繕費において改修はやって、衛生対策はある程度できていると思っております。それに合わせてノロの時季については消毒をより徹底してやるようなことで、職員にも周知して頑張っているところでございますので、衛生面については大丈夫というふうに考えております。

以上です。

○議長（国清一治君） わかりました。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 済いません。

最後に、入院患者数が減って、人口減もありますけど、入院患者層は減ってはないのかなと思うところで、一生懸命頑張っしてほしいのと、先ほども言われた地域包括のベッドで、本当にリハ単価はすごく高いので、またそういう医療従事者のほうの検討をされたらいいかなと、私も思ってたんですが。外来収益が減っているところで、院外処方に移行してもう2年ぐらい、その効果っていうのはどっかであらわれとんですか。

○議長（国清一治君） 山田局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 収益の部分での効果ということでしょうか。

一応、移行するときに、入院病棟での薬剤指導云々っていうのは当初から取り組んで

おります。その分については、少なからず収益としては上がっておりますけれども、それ以上に基準看護部分のほうがやっぱり大きいというふうに感じております。

以上です。

○議長（国清一治君） はい。

○3番（美馬友子君） 薬剤ではないってということやね。看護基準のほうが大きかったってことですか。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 入院では。

○3番（美馬友子君） また、院外処方でもまた国の政策で枠が要らんようになるとか、行きやすくなるってようなことが早く改善されればまたもうちょっと患者さんも便利になるんじゃないかなと思うんで、また国の政策が通ったら利便性を考えて変更してほしいなと考えています。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、議案第8号について質問のある方はお願ひいたします。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ないようですので、以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りします。

本件を第二読会に付することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

まず、議案第1号について質疑のある議員は発言をお願いします。

ございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

次に、議案第2号について質疑はございませんか。議案第2号ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ありませんので、質疑なしと認めます。

次に、議案第3号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑がございませんので、質疑なしと認めます。

次に、議案第5号について質疑はございませんか。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号について質疑はございませんか。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ご異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

議案第1号から議案第8号までの8件を一括して討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ご異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(国清一治君) 起立者多数と認めます。したがって、議案第1号、平成27年度勝浦町一般会計補正予算(第7号)についてから議案第8号、平成27年度勝浦町物産販売特別会計補正予算(第1号)についてまでの8件は原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~

○議長(国清一治君) 次に、日程第12、議案第9号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の趣旨説明をお願いいたします。

中田町長。

○町長(中田丑五郎君) 議案第9号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例についてでございます。

これは、平成27年人事院勧告及び徳島県人事委員会勧告を踏まえた給与改定や人事評価制度の導入、行政不服審査法の全部改正に伴い、職員の給与に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、規定の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議をいただきご決議賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（国清一治君） 町長の説明は終了しました。

続いて、伊丹参事から詳細説明を求めます。

伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） それでは、議案第9号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本年度の人事院勧告でございますが、月例給及び勤勉手当等について引き上げ勧告となっております。徳島県においては、人事委員会の勧告により既にもう実施をしていることでもありますし、他の町村においても今後実施する予定となっております。徳島県の人事委員会の勧告の内容ですが、民間給与との格差を解消するため初任給の2,500円の引き上げも含めて、給与表の水準を引き上げるものでございます。

議案書の第1条のところでございますが、医師の初任給調整手当について、支給月額限度額を41万900円から41万3,300円に引き上げるものとなっております。また、勤勉手当についても、民間との支給割合の均衡を図るために、0.1カ月分を引き上げるものとなっております。なお、引き上げの給料表につきましては、行政職1、医療職1表2表3表の改定給料表を、この議案書の後に別表でつけておりますので、ごらんいただきたいと思います。

施行日は平成27年4月1日に遡及をするものとなっております。

それから、第2条でございますけれども、平成26年5月に地方公務員法の一部を改正する法律が施行されまして、新年度から人事評価制度を導入することによる改正が必要となりました。この人事評価制度は地方分権による役場の役割の増大や住民ニーズの高度化、多様化、また行財政改革による職員数の減少を背景に、より高い能力を持った公務員の育成が必要不可欠となっており、職員が職務を遂行するために発揮し

た能力や上げた業績を評価して人事管理の基礎とするものでございます。

今回の改正は、一般職の職員の職務の級の分類の基準となる標準的な職務の内容を定めた級別の職務分類表について、現在は規則のほうで定められておりますが、この法改正によりまして職員の給与に関する条例で規定することとなったため改正するものでございます。その他の改正につきましては、法の改定によりまして条項のずれでございませつか、再任用職員の勤勉手当の改定、それから行政不服審査法がまた新たに改正されましたので、この根拠条例の引用の改正、それから人事評価制度による所要の改正等となっております。

施行につきましては、平成28年4月1日となっております。

以上で議案第9号の説明といたします。

○議長（国清一治君） 詳細説明は終わりました。

それでは、議案第9号について詳細質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑がありませんので、以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りします。

本件を第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、異議なしと認めます。

それでは、これより議案第9号について総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑がございませんので、総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ご異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

議案第9号の討論と採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(国清一治君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第9号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決いたしました。

議事日程の都合により、休憩いたします。

午後2時37分 休憩

午後2時50分 再開

○議長(国清一治君) 再開をいたします。

休憩前に引き続いて会議を開きます。

~~~~~

○議長(国清一治君) 日程第13、議案第10号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第25、議案第22号、勝浦町道路線の認定についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の趣旨説明をお願いいたします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 議案第10号から議案第22号までの提案理由の説明をさせていただきます。

議案第10号は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正内容は、特別職の期末手当について6月の支給率を100分の122.5から100分の150に、12月の支給率を100分の137.5から100分の165に改めるとともに、報酬を平成28年4月から平成29年3月までの間、条例に定められた給料月額から、町長については当該額の10%、副町長については当該額の5%に当たる額を減じるものであります。

議案第11号は、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、教育長の報酬を平成28年4月から平成29年3月までの間、条例に定められた給与月額から当該額の5%に当たる額を減じるものであります。

議案第12号は、定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定についてでございます。

これは、国家公務員退職手当法の一部が改正され、国家公務員について早期退職募集制度が導入されることにより本町におきましても早期退職募集制度を導入することとしたため、条例を改正するものであります。

議案第13号は、勝浦町行政不服審査会条例の制定についてであります。

これは、全部改正後の行政不服審査法の施行に伴い、同法第81条第1項の規定に基づき設置する勝浦町行政不服審査会の組織及び運営、その他、同法の施行について必要な事項を定めるため条例を制定するものであります。

議案第14号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

これにつきましても、全部改正後の行政不服審査法の施行に伴い、勝浦町情報公開条例ほか関係条例について条例の一部を改正する必要性が生じたため規定の改正を行うものであります。

議案第15号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部が改正されたことに伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため規定の改正を行うものです。

議案第16号は、勝浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部が改正されたことに伴う人事評価制度の導入に伴い、勝浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため規定の改正を行うものです。

議案第17号は、勝浦町過疎地域自立促進計画の策定についてでございます。

これは、過疎地域自立促進特別措置法の第6条第1項の規定により勝浦町過疎地域自立促進計画を定めましたので、その計画について議会の議決を求めるものであります。

議案第18号は、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、国民健康法施行令が改正されたことに伴い、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため規定の改正を行うものです。

議案第19号は、勝浦町住民福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、今年度を実施しました住民福祉センターの耐震補強及び大規模改修工事により、住民福祉センターの和室が集会場が変わるなど、部屋の名称を変更するなど勝浦町住民福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため規定の改正を行うものです。

議案第20号は、勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、建築基準法施行令の改正に伴い、勝浦町家庭的保育事業などの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたため規定の改正を行うものです。

議案第21号は、勝浦町簡易水道管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、国庫補助金の関係で川北簡易水道事業並松地区の工事完成が1年間延長されたことに伴い、勝浦町簡易水道管理条例の一部を改正する必要があるため規定の改正を行うものです。

議案第22号、勝浦町町道路線の認定についてでございます。

このたび、勝浦町の町道として新たに1路線を認定するものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明をいたさせますので、ご審議をいただきご決議賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（国清一治君） 町長の説明は終了しました。

続いて、詳細説明を求めます。

まず、議案第10号から議案第17号まで伊丹参事。

伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） それでは、条例の改正案についてご説明をいたします。

初めに、議案第10号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

改正の内容は、本年度の人事院勧告による特別職に対する報酬勧告により、期末手当を勧告月数に引き上げる改正でございます。また、町長及び副町長の給与月額について条例で規定する給与月額から町長が10%、副町長は5%に当たる額を減じて得た額とする附則改正となっております。

施行期日は平成28年4月1日となっております。

次に、議案第11号の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この改正につきましても、教育長の給与月額について条例で規定する給与月額から5%に当たる減じて得た額とする附則改正をするものでございます。

施行日につきましても、平成28年4月1日となっております。

続きまして、議案第12号でございます。定年前に退職する意思を有する職員の募集

及び認定に関する条例の制定についてでございます。

制定の趣旨でございますけれども、国の年齢別構成の適正化による組織の活性化を図ることを目的に国家公務員退職手当法の一部が改正されております。国家公務員について早期退職募集制度が導入されました。勝浦町が加入する徳島県退職手当事務組合においても、これまでの勧奨退職制度は廃止されまして、早期退職募集制度が創設されたことによる条例制定でございます。対象者は、勧奨退職制度では勤続年数が20年以上の者で、または50歳以上で勤続が10年以上の者というふうになっておりましたけれども、早期退職募集制度では、年齢が45歳以上の者となっております。退職手当の割り増し率につきましては、定年前1年に当たり3%となっております。

施行日は平成28年4月1日からでございます。

続きまして、議案第13号です。勝浦町行政不服審査会条例の制定についてご説明します。

この制度は、行政庁の処分、その他公権力の公使に当たる行為に関し不服がある場合、その処分についての審査請求または異議申し立てができることを認め、国民に対して広く行政庁に対する不服申し立ての道を開くことにより、簡易で迅速な手続による国民の権利利益の救済を図り、行政の適正な運営を確保するものでございます。

新しい法律に基づき、勝浦町行政不服審査会を設置することが義務づけられましたので、その組織及び運営について必要な事項を定めるものでございます。

審査会は異議不服申し立てがある場合に開かれ、委員は公平、公正で法律や行政にすぐれた見識を有する者のうち5名を町長が委嘱して組織するものでございます。

施行日は平成28年4月1日となっております。

次に、議案第14号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明します。

このたびの改正は行政不服審査法の改正に伴い、改正の必要な関係条例を一括して整備するものです。改正する町条例は第1条の勝浦町情報公開条例と第2条の勝浦町個人情報保護条例の2つでございます。ともに昭和37年の旧法が廃止となり、新しくなった行政不服審査法に基づくことを町条例で規定する改正となっております。

施行日は平成28年4月1日でございます。

次に、議案第15号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に

ついてでございます。

第1条で職員の勤務時間や休暇などの勤務条件については地方公務員法の規定により、国との均衡を配慮することが規定されております。その地方公務員法が、改正されたことによる条項のずれを改正するものです。

施行日は平成28年4月1日となっております。

次に、議案第16号、勝浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

第3条では、職員の人事行政の運営状況について町長が報告する事項について規定をされております。これは、毎年9月の広報で公表しておるものでございます。この報告する項目について、第6号では職員の研修と勤務成績の評定の状況と記載されておりますけども、このうち勤務成績の評定という文言を削除し、第2号に職員の人事評価の状況と第7号に職員の退職管理の状況を追加する改正となっております。

施行日は28年4月1日でございます。

次に、最後ですけども、議案第17号、過疎地域自立促進計画についてご説明を申し上げます。

過疎地域のおかれましては厳しい現状を踏まえ、平成22年3月末で執行しております過疎地域自立促進特別措置法が6年延長されております。さらに東日本大震災復旧、復興のため5年間延長されているところでございます。本計画書は、平成28年から32年までの5年間の計画です。この計画は初めに基本的な事項として町の概況や人口や産業の推移、動向、行財政の状況、自立促進の基本方針や計画期間を記載しております。以下、産業振興、交通通信体系や地域間交流の促進、生活環境の整備、子育て支援の充実、高齢者等の保健福祉の向上、医療の確保、教育文化の振興、集落の整備などについて、各項目ごとに現状や問題点、その事業計画が記載されております。

本町は、この計画に基づき地域社会の活力を取り戻し、生産機能や生活環境の社会基盤を整備し、地域の自立促進を図りながら、住民の福祉向上、雇用の拡大、美しい自然を形成するまちづくりを進めるとともに、健全な財政運営を目指すこととしており、過疎地域自立促進法特別措置法第6条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案第17号の説明といたします。

以上です。

○議長（国清一治君） 次に、議案第18号について松本税務課長。

○税務課長（松本重幸君） 議案第18号、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

国民健康法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成28年4月1日から施行されます。これに準じ、勝浦町国民健康保険税条例を一部改正するものでございます。改正内容は、国保税の基礎部分、医療部分とも申しますけれどももの賦課限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金部分の賦課限度額を17万円から19万円にそれぞれ2万円引き上げる改正でございます。これは、高所得者の保険料負担を引き上げることで、中間所得層の負担を和らげる考えであります。

それから、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を26万円から26万5,000円に、2割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を47万円から48万円に引き上げる改正でございます。

施行日については、平成28年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 次に、議案第19号と議案第20号について大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） 議案第19号、勝浦町住民福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案でございますが、本日配付しました福祉課の詳細説明参考資料の2ページをお開きください。

第19号議案の新旧対照表説明いたします。

現在、工事完成しておりまして、先ほど町長の提案理由の説明のとおり、用途が変更になりまして、右が改正前、区分の和室を、左区分、多目的室に、そして同じように小和室を会議室に、そして基本料金及び暖房使用料等は当面据え置きますが、2階多目的室は東西に半分だけ使用することもできるようにしてあるため、同条別表の第2、割り増しを割り増し等とし、多目的室を反面利用する場合は、基本料金冷暖房加算ともに半額とします。他の割り増し使用料は従前どおりでございます。

議案書の改め文にありますとおり、附則ですが、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。



続きまして、議案第20号の勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について詳細を説明します。

同じ、詳細説明資料の3ページをお開きください。

まず、この条例はさきの子ども・子育て支援関連3法によりまして、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育事業所を設置する場合の設備と運営に関する基準を、国の定める基準ではなく条例での基準にすることが法律で定められることによる規定で、平成26年10月に条例化いたしました。

今回は、その設備の基準の一部の根拠規定、建築基準法施行令等の一部改正と整合性をとって、条例を適正なものにするための条例改正ですが、現在本町に該当する事業所はありませんが、将来のための改正手続とご理解ください。

改正内容ですが、参考資料の3ページ、28条、改正前、設備の基準の下の表、施設または設備のところの4階以上の階で避難用の部分、中ほど、バルコニーまたは「外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備の（同条第3項第1項に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いる、その他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する」を削除しまして、「同条——同条というのは建築基準法第123条のことでございます——第3項第2号、第3号及び第9号」を左改正後には、「同条第3項第3号、第4号及び第10号」を満たすものとするという根拠法の改正でございます。

4ページのほうをお願いします。

第43条で事業所内保育事業所の設備基準でございますが、下の表で、施設または設備の4階以上の階で避難用の部分、同じようにバルコニーまたはの次の表現、「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備、ページ変わります、同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する」を削除しまして、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に変更する改正でございます。

この附則につきましては、この条例は28年6月1日から、改正建築基準法施行令の施行日に合わせた施行としてございます。

第20号議案の詳細説明は以上でございます。

○議長（国清一治君） 次に、議案第21号と議案第22号について柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） では、議案第21号について説明いたします。

勝浦町簡易水道管理条例の一部を改正する条例について。

改正理由といたしましては、さきの議案第3号で説明をさせていただいたとおり、川北簡易水道事業の並松地区が平成27年度の予定でありましたが、国庫補助金の関係で平成28年度になりました。現在の条例では、並松地区の水道料金は平成27年度の工事完成後に2年間で川北簡易水道の料金に移行するというふうな移行期間を設けてありましたが、工事完成が平成28年度に1年延びたことから、移行期間を29年度から30年度と移行時期を1年延ばす条例案でございます。

続きまして、議案第22号、多少読み上げます。

勝浦町道路線の認定について。

道路法第8条の規定により、次の道路を町道に認定する。平成28年3月20日提出。

路線番号336、認定路線名、沼江大原線、起点、勝浦町大字沼江字大原36番1、終点、勝浦町大字沼江字大原36番1、延長115.8メートル、幅員2.8から10.0メートル。備考、新規認定でございます。

先ほど、お手元にお配りした写真をごらんください。

場所は、ナカテツの第2工場の南側のところでございまして、現在の大原線の終点から115.8メートル入ってございます。終点には、沼江の簡易水道施設である配水池が新規に改築されたところでございます。

また、町道の現地に行きまして、認定いただければなと思っております。

以上です。

○議長（国清一治君） 以上で詳細説明は終わりました。

これより詳細質疑を行います。

まず、議案第10号について質問、質疑はございませんか。議案第10号。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ありませんので、次に議案第11号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 続いて、議案第12号について質疑はございませんか。議案第12号。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、議案第13号について質疑はございませんか。行政不服審査会。これを新たに。

6 番 第 議員。

○6 番（第 公一君） ちょっと確認したいんですが、これは不服審査会を置くということなんですが、これはほういう住民から行政不服が申し立てがあったときに置かっていうことで。常設でずっとこれを置いとくというようなことではないんですかね。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 条例上の設定としては、今おっしゃられたように2タイプございまして、非常設の場合と常設の場合とございます。いろいろ検討をしたんですけども、近隣町村も含めて行政に対する不服申し立てがあった場合に、町長がこの5人の委員さんを選任して、その案件について処理をしていくというようなことで、一応制度として審査委員会を設けたということです。

○議長（国清一治君） 6 番。

○6 番（第 公一君） ちょっと僕も細くなるんやけど、何日以内にそれを立ち上げないかとか、そこらはどんなんですか。何か書いてあるんですか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 特に期限等は設定しておりません。あれば受け付けをして、解決まではそれに当たると。期間設定も一応設けておりません。

○議長（国清一治君） 6 番。

○6 番（第 公一君） この委員、5人をもって組織するというようなことで、内容によってはかなり専門的な知識なり、経験を有する人になると思うんですが、これは別に町内の人に限るとか、専門的だったら町外の人に頼むとか、そこらあたりは、これ町長が任命するんですか。そこらあたりは、何かあるんですか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） この条文、第4条で委員のところであります

ように、公平、公正で専門的な知識を持った方を選任するというので、当然町内、町外問わず、そういう適任者がおればその人を任命して処理するということになってます。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（笹 公一君） ということは、ある程度、不服申し立てがあつたときに対応するにはある程度の人選的な、また公でのうてもええんですが、用意と言うたらあれなんです、案件によりますわね。法的に、法律的なことが出てくるのか、住民同士の迷惑防止みたいなどで出てくるかによって違うと思うんですが、そこらあたりはあらかじめ委員をリストアップっていうか、中でしとくというような考えはあるんですか。ほうせんと、申し立てされてから、さあこれは誰に頼もうかっていうてことではタイムリーなことができんと思うんですが。そこらあたりはどのように考えとんですか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） まだ全然そこまでは考えておりませんが、案件によりましていろいろ専門分野が変わってくると思うんです。そのときに、どう対応するかなんですが、議員さんおっしゃるように、それから選考しよつたんではちょっと遅い気もします。ただ、じゃあ案件ごとの分野ごとに、そういう委員さんを初めから予定しておくとか、募っておくということができれば、迅速な処理ができるんかと思いますが、それを今後検討させてやっていただけたらと思つてます。

○6番（笹 公一君） いざそういうことがあつて、行政側の対応がおくれたとか、まずかつたということになったら、また逆に行政のほうが責任問われるようなことになると思うんで、危機管理とは言いませんけども、そういうことには、条例を制定したら常にどういうことがあるかということも考えて、多分もうよそではしとるところもあると思うんで、そこらあたりも参考に、対処はしておくべきやと思うんですが。

ほな、あれですな、委員さんの報酬はどれに準ずるかとかなんとかということまでも、まだ決めてないということですか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 基本的には、当然時間数にもよるんですけど、203条で一応専門的な委員さんの報酬を決められております。それで対応をした

いと思いますけども、それ以外に、例えば弁護士さんであるとか、いろんな委員さんであるとか、そういう203条で規定されていない、以外の方にもしお願いするような場合があれば、それはその料金というか、それに従って対応せざるを得んかなと思ってます。

○6番（笹 公一君） はいはい。

○議長（国清一治君） 議案第13号は他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、議案第14号について質疑はございませんか。

議案第14号ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ないようですので、議案第15号について質疑はございませんか。職員の勤務時間、休暇か。議案第15号はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ないようですので、議案第16号について質疑はございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、議案第17号について質疑はございませんか。

ございませんか。

これ、今までに過疎自立の計画については、議員にも事前に説明があったんですけども。説明なしで。

6番笹議員。

○6番（笹 公一君） たった今、議長も言われたようなことと思うんですが、これ、今まで既にあって、もう40年も前からずっと何回も延長されてきてますわね。今回、この案ということで、ちょっと確認も含めてですが、これ、計画を今回案になっとなんですが、今までにももともとなるようなもんちゅんはあったんですか。全くこれは新しくできたもんですか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） この自立促進計画については、5年間ずつ、もうずっと継続して立てて事業を執行してます。ただ、時々事業変更とか新しい事業

をするときには、この事業計画の変更をお諮りをして、変更してお示しをしてきたと。当然、それは記載の、この計画の事業の中に載せておかなければ過疎債が借りれないということがありまして、その都度提案させていただいて説明してきたところで

○議長（国清一治君） 6 番 笹議員。

○6 番（笹 公一君） 確かに、今までも新しい事業、これは該当するか該当せんかというようなことを、この中に入っとるからいけるというようなこととで、今までも説明あったと思うんですが、その延長ということですね、これ、今回も。

ちなみに、この計画書をつくるんはどのぐらいの費用か、これ予算しとったんですかね。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） これは、課の自前の、自前というのは変な話ですけど、特に予算は組んではしておりません。課内の事務費の範囲内で作成しております。

○議長（国清一治君） ほかにございませんか。

これは、さっきも言われたように、計画に入っとらなんたら過疎債の対象になりませんので、議員がいろいろ一般質問で要望したことも、多分入れてくれたと思うんやけんど。事前に説明が欲しかったなっていう気はいたします。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） なければ、議案第18号について質疑はありませんか。国民健康保険条例。

9 番 井出議員。

○9 番（井出美智子君） 医療費が思いのほかかかったから、値上げしたんですか。

この改正するんですか。

○議長（国清一治君） 松本課長。

○税務課長（松本重幸君） 今回の改正につきましては、国の国民健康法の施行令が改正されて、それに準じてというところがございます。特に町の、うちの事情で改正したというものではございません。

○9番（井出美智子君） 国の言うことを聞いて、上げなしょうないから。嫌だっちは言えないわけですね。はい。

○議長（国清一治君） よろしいか。

ほかに議案第18号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ないようですので、議案第19号について質疑はございませんか。住民福祉センターの関係条例。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 次に、議案第20号について質疑はございませんか。

議案第20号ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、議案第21号について質疑はございませんか。簡易水道関係の条例です。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、議案第22号について質疑はございませんか。

これは、現地調査をしますので、それからになると思いますが。

特にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ないようですので、以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本件を第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

あす午前9時30分から会議を再開します。

午後3時31分 散会